



子ども・子育て支援新制度への 移行等に関する説明会 【第1部】

◆日程：平成28年5月18日（水）

◆場所：横浜市開港記念会館
講堂

◆時間：第1部（13時45分～）

こども青少年局

目次

<第1部>

資料1

子ども・子育て支援新制度の概要について・・・・・・・・・・P1

資料2

幼稚園から見た新制度（移行に伴う収入・事務の違い）・・・・・・・・P5

資料3

公定価格及び本市の独自助成制度について・・・・・・・・・・P11

資料4

給付事務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P21

資料5

利用者負担（保育料）について・・・・・・・・・・・・・・・・P23

資料6

幼稚園・認定こども園に対する補助事業について・・・・・・・・P27

資料7

確認（利用定員）について・・・・・・・・・・・・・・・・P33

資料8

支給認定事務（1号認定）について・・・・・・・・・・・・P35

資料9

地域型保育事業に係る連携施設設定について・・・・・・・・・・P43

資料10

連携施設への進級について・・・・・・・・・・・・・・・・P51

資料11

指導監査の実施方法について・・・・・・・・・・・・・・・・P57

資料12

意向調査及び移行相談の実施について・・・・・・・・・・・・P59

子ども・子育て支援新制度の概要について

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月からスタートしました。

横浜市では、子どもの育ちの連続性を大切に、乳幼児期から青少年に至る成長を広い視野でとらえていくことを基本的な視点として、引き続き保育所待機児童対策に取り組むとともに、教育・保育の質の維持・向上、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業など在宅の子育て家庭への支援、放課後児童施策等を、切れ目なく総合的に推進していきます。

1. 子ども・子育て関連3法について

幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした、次の 3 つの法律が平成 24 年 8 月に成立しました。

① 子ども・子育て支援法

幼稚園と保育所で別々になっている利用手続や公費負担の仕組みなどを一本化

② 認定こども園法の一部改正法

幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所で別々になっていた認可・指導監督を一本化

③ 関係法律の整備法

上記 2 つの法律の施行に伴い、児童福祉法などの関係法律を改正

2. 従前の制度からの主な変更点

(1) 市町村が制度の実施主体に

○これまでは、制度によって都道府県と市町村とに分かれていた実施主体について、新制度では市町村に一本化されました。

○市町村は、子ども・子育て支援の実施主体として、市民の子ども・子育て支援に関する利用状況と利用希望を把握したうえで事業計画を作成し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を計画的に提供する責務を負います。

(2) 幼児期の教育・保育を「個人への給付」として保障

3歳以上のすべての子どもへの教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた個人への給付制度が導入され、いずれの施設・事業を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となります。

(3) 財源確保と公定価格の設定

○社会保障・税一体改革において、「子ども・子育て」は社会保障分野の一つに位置付けられ、新たに財源が確保されます。

○新制度では、教育・保育等に通常要する費用である「公定価格」が設定され、公定価格に盛り込む質の改善などの事項・所要額は財源確保の状況により設定されています。

(4) 「地域子ども・子育て支援事業」の法定化

地域子育て支援拠点や放課後児童クラブなど様々な事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて実施します。

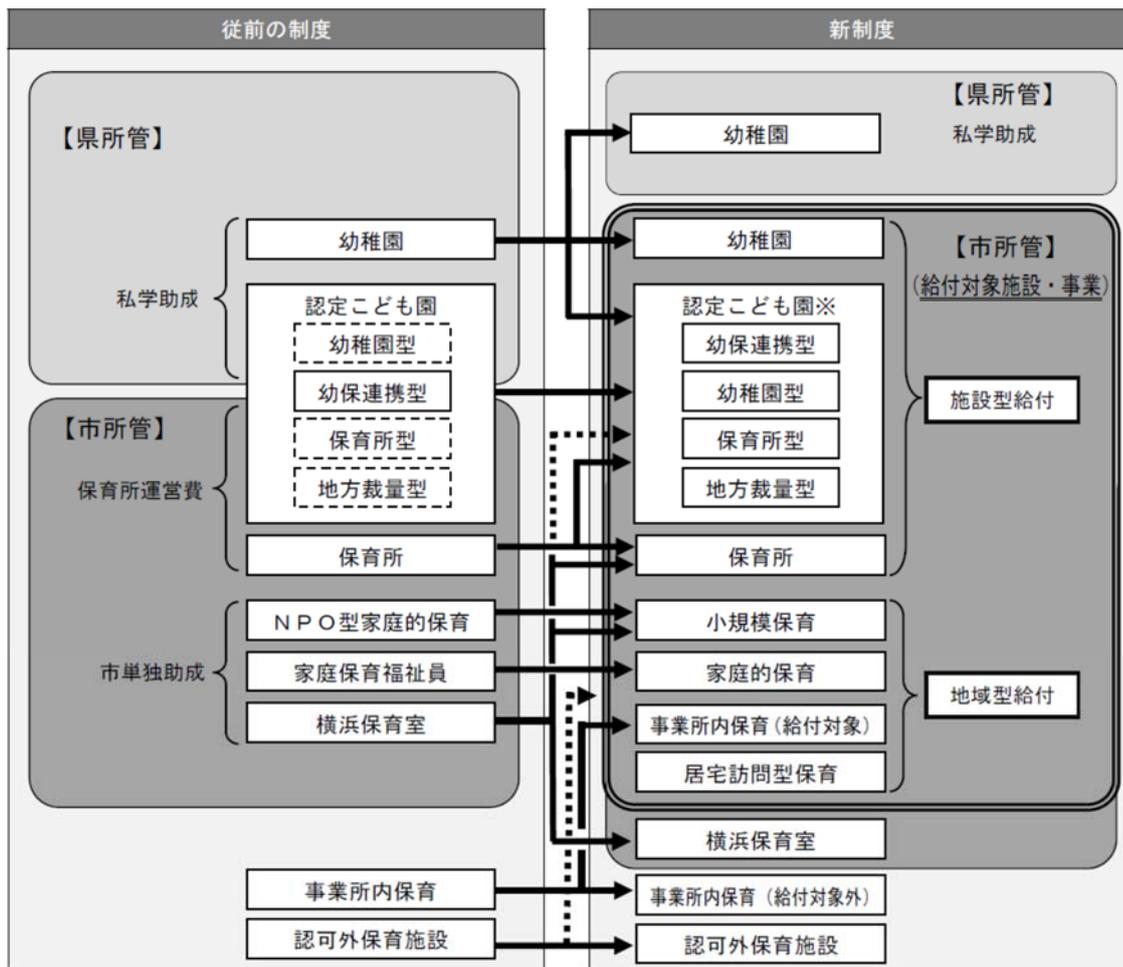
(5) 基準条例の制定

幼保連携型認定こども園や地域型保育事業等の認可基準、教育・保育施設等に関する運営基準、放課後児童クラブの設備・運営基準など、新制度の施行にあたって様々な基準条例を制定しています。

3. 給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付（義務的給付）	地域子ども・子育て支援事業（任意事業）
<<教育・保育給付>> ■施設型給付 ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所 ■地域型保育給付…3歳未満児対象の事業 ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下） ・家庭的保育（利用定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育 <<現金給付>> ■児童手当	・妊婦に対して健康診査を実施する事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・子育て短期支援事業 ・養育支援訪問事業等 ・病児保育事業 ・利用者支援に関する事業 ・時間外保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・子育て援助活動支援事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体の参入を促進する事業

○本市施設・事業における従前の制度から新制度への移行の主なバリエーション



※平成28年4月現在、本市の認定こども園は幼保連携型及び幼稚園型です。

4. 認可・確認（事業者関係）

○新制度における「施設型給付」または「地域型保育給付」の支給対象となるためには、「認可」とあわせて新たに「確認」を受けることが必要になります。

- ・「認可」により、設置が認められる
（施設・事業の目的に合致した基準を満たしていることが必要）
- ・「確認」により、新制度における支給対象の施設・事業となる
（設備・運営に関する基準を満たしていることが必要）

○確認を受けることができる主体

確認を受けることができる教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の設置者は、「法人に限る」とされています。（ただし、「施行前に現に認可を受けている施設」は除かれます）。

5. 支給認定（利用者関係）

給付費の支給にあたっては、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、市町村が「支給認定」を行います。（利用する施設等によって、認定申請書の提出先が異なります。）

支給認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定 ＜教育標準時間＞	3～5歳	なし	幼稚園、 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定（※） ＜保育標準時間／保育短時間＞	3～5歳	あり	認可保育所、 認定こども園（保育所部分）
3号認定（※） ＜保育標準時間／保育短時間＞	0～2歳	あり	認可保育所、認定こども園（保育所部分）、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育等

※保育の必要量に応じて「保育標準時間（11時間）」または「保育短時間（8時間）」に分類されます。

6. 利用者負担（保育料）

○新制度における利用者負担は応能負担を基本とし、国が定める水準を上限として市町村が各認定区分（1～3号認定）・保育必要量（標準時間／短時間）ごとに定めることとされています。

○2・3号認定（保育所・地域型保育事業等）の利用者負担については、算定基礎となる税が所得税から市民税に変更となりました。負担額は従前の制度と同程度の水準となるよう設定しています。

○1号認定（新制度へ移行した幼稚園等）の利用者負担については、就園奨励補助金は支給されずに月々の負担額が所得に応じた額になります。負担額は、市内の園の実態や就園奨励補助金を含めた実質的な負担水準、保育所の負担水準等を勘案して、低中所得世帯を中心に軽減が図られるよう設定しています。

7. 参考となるホームページ

○ 横浜市ホームページ

「横浜市こども青少年局のホームページ内の子ども・子育て支援新制度」のホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/>

横浜市子ども・子育て支援新制度

検索

事業者の皆様へ というページでは、請求事務などの各種様式等を掲載しています。

そのほか、横浜市子ども・子育て会議の議事録や横浜市子ども・子育て支援事業計画なども掲載しています。

○ 国（内閣府）ホームページ

「内閣府子ども・子育て支援新制度」のホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府子ども・子育て支援新制度

検索

制度の概要のほか、事業者向けのFAQ（よくある質問）や公定価格の試算、各種通知などがご覧いただけます。

【お問合せ先（制度概要）】

企画調整課

子ども・子育て支援新制度担当

電話 045-671-3722

渡辺 島根

幼稚園から見た新制度(移行に伴う収入・事務の違い)

➤ 説明の要旨

○移行に伴う変化

- ・収入構造の違い、収入比較の考え方
- ・入園に伴う事務、移行後の事務の違い



新制度の諸手続きのダイジェスト
新制度の全体把握、収入試算の準備
(事務詳細は、この後に各担当から説明)

☆ 新制度クイズ ☆

Q1 「市型の預かり保育」をやらないと、新制度に移行できない



新制度移行園 66園

うち市型の預かり保育を実施する園 49園

Q2 「新制度に移行する」とは、「認定こども園になる」 ことである



「幼稚園」として移行した園 41園

園の名称、認可、教育内容もそのままOK

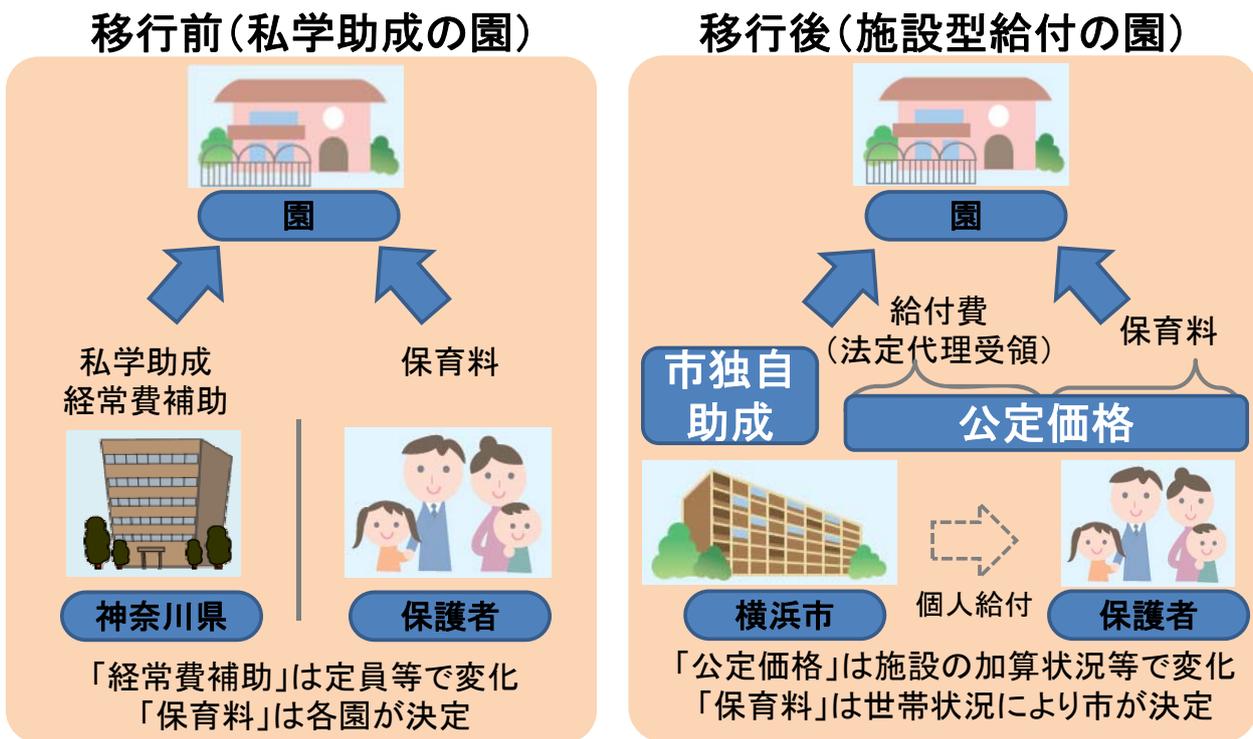
Q3 5年以内に新制度に移行しないと、その後の移行はできない



現時点では、移行の期限は示されていません。

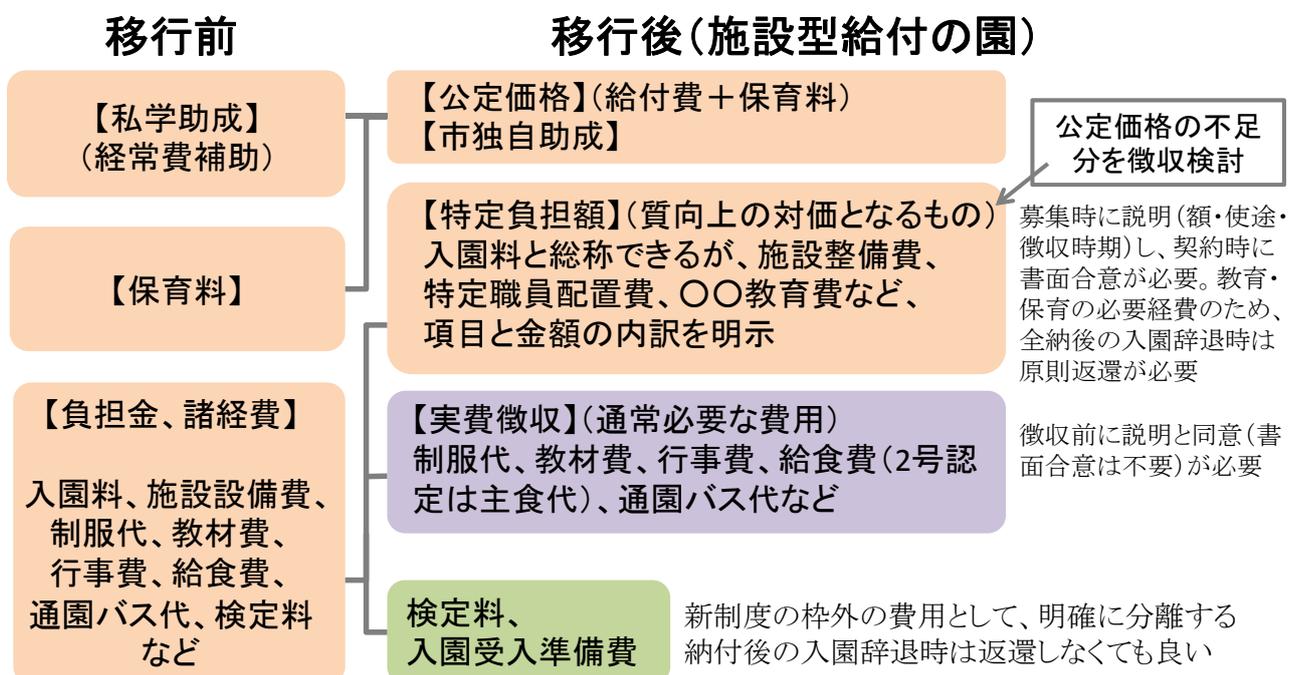
横浜市としては、移行を推進・支援します！

➤ 収入構造の変化



➤ 収入比較の考え方

保育料以外の費用の徴収が可能です。徴収理由(用途)によって、保護者への事前説明・同意が必要なものがあります。



➤ 試算方法

○公定価格

→国作成試算シートをダウンロード
Excelシートに定員や加算の適否を入力

公定価格 試算

検索



<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/jigyousya.html>

※幼稚園(Ver3.0.3)、認定こども園(Ver3.0.3)

○市独自助成

→本日の説明会資料で該当の適否、
対象者の有無から計算

➤ 特定負担額を設定する際の注意①

○私学助成と新制度の違い

- ・私学助成は、施設に対する運営費補助
標準的運営費(補助対象経費)の50%を補助
- ・新制度では、教育・保育を個人の権利として保証し、必要な
経費を公定価格として設定。
更に職員の経験年数や各種加算の適否によって、公定価格は変動する。



公定価格は、加算も含めて必ず試算し、
私学助成(経常費補助)と比較して増減を確認してください。

➤ 特定負担額を設定する際の注意②

○保護者の視点

<私学助成園の保護者負担>

(保育料×12ヶ月) - (就園奨励補助金) + (負担金等)

<施設型給付園の保護者負担>

(保育料[応能負担]×12ヶ月) + (特定負担額) + (実費徴収額)

※横浜市の1号保育料は、市内園の(保育料+入園料)の平均値や保育所保育料を基に、世帯の市民税額によって0円～25,200円の応能負担で設定。

※特定負担額の設定の仕方によっては、負担増になる場合がある。

例) 移行前保育料30,000円、就園Fランク48,000円、1号保育料

(25,200円・D27階層)の保護者の場合

→移行前の保護者の実質負担は26,000円/月

保育料同士を単純比較し同等になるよう4,800円/月の

特定負担額を設定すると、保護者にとって実質値上げになる。



特定負担額は、使途の事前説明と保護者の書面合意が必要です。

➤ その他、横浜市からの補助金(平成28年度)

①移行後も変わらないもの

- ・私立幼稚園等補助金
- ・施設整備費補助金

②移行後は仕組みが変更になるもの

- ・私立幼稚園等預かり保育事業補助金(補助単価と保護者負担額ガイドラインを変更。支払・実績報告を四半期ごとから毎月に変更。補助金は毎月の給付費と併せて請求明細作成ソフトで請求可能)

③移行に伴い対象となるもの

- ・新制度移行園に対する保護者負担軽減補助金、
- ・一時預かり事業補助金(※原則、県事業から市事業に切替)

④移行に伴い対象外となるもの

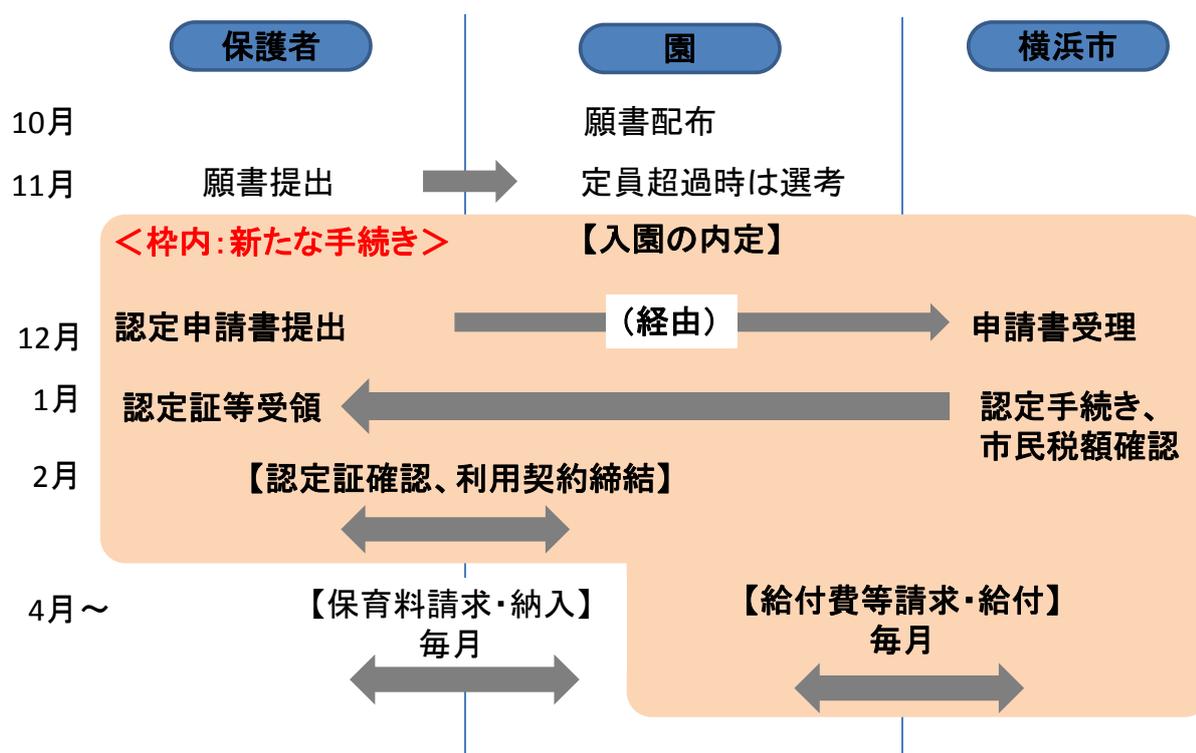
- ・私立幼稚園等特別支援教育費補助金(別途、市独自助成あり)
- ・就園奨励補助金

※29年度以降の予算を確約するものではありません

➤ 事務手続き等の変化

移行後(施設型給付の園)

※4月新入園児(1号)の場合



➤ 「認可」と「確認」

○移行時に横浜市が「確認」を行う

- ・幼保連携型認定こども園を除き、認可は県所管のまま
- ・「学校」の位置づけ、「教育方針」は変わらない

※幼保連携型認定こども園は、横浜市が認可し「学校」及び「福祉施設」の位置づけを持つ

<参考:施設類型ごとの権限の所管>

権限	施設類型		幼稚園	
	幼保連携型	幼稚園型	給付対象	私学助成
施設の「認可」	市	県	県	県
認定こども園の「認定」	—	市	—	—
給付対象施設としての「確認」	市	市	市	—
給付費等の支給、運営費の補助	市	市	市	県

➤ その他

・個人立園の移行

私学助成園は、幼保連携型認定こども園にのみ移行可能。
施設型給付園は、認定こども園(幼稚園型、幼保連携型)に移行可能(法人格取得の際はこの限りでない)

➤ 新制度に関するFAQ

○事業者向けFAQ(制度全般に関すること)

○公定価格に関するFAQ

内閣府 新制度 事業者

検索



<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/jigyousya.html>



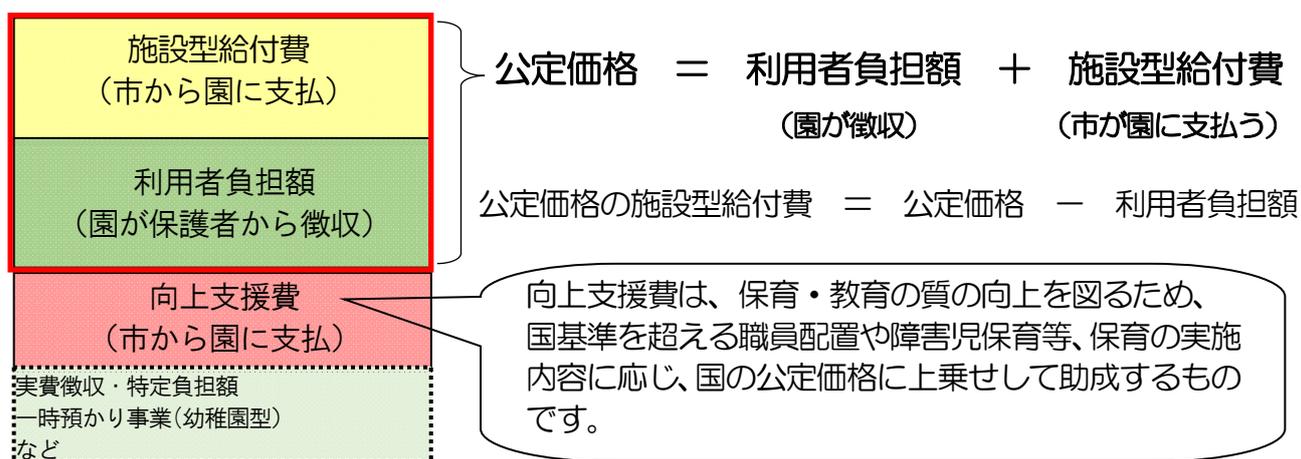
☆ 移行園からの声 ☆

- ♪ 事務は当初は大変だけれど、慣れてきた
毎月必要な、給付費請求データや加算等の申請書は
前月のデータをコピーできる。
移行当初や年度初めは大変だけど、慣れてきたと思う。
- ♪ 処遇改善の一時金で、職員の待遇を改善できた
処遇改善加算(賃金改善要件分)を使って、
園の持ち出しなく給与・賞与が上げられた。
人材確保や職員のモチベーションアップに役立った。
- ♪ 特に多子世帯などは、保護者の負担が減った
新制度の保育料は、第2子半額。第3子無料になる。
また、就園奨励補助金よりも階層区分が細かいので、
今までより負担が減った保護者もいて喜ばれている。

-- 1年経って、ありがたい御意見もいただけるようになりました --

1 公定価格と向上支援費

- (1) 公定価格とは、子どもに対する教育・保育を行う場合に、子ども1人あたりに平均的にかかるコストを国が定めたもの（月額）です。
 （新制度では、個人への給付制度が導入されたため、子ども一人にかかる費用の算出が必要になります。）
- (2) 公定価格は、保護者から園が徴収する「利用者負担額」と、横浜市から支払われる「施設型給付費」で成り立っています。（他都市居住の子どもの場合は居住市町村に請求）
 利用者負担額 ⇒ 横浜市が保護者の市民税・所得割額をもとに階層区分を認定し、その階層区分に応じた金額(応能負担)
 施設型給付費 ⇒ 公定価格から、市が決定した利用者負担額を差し引いた金額
- (3) 公定価格に加えて、本市の独自助成「向上支援費」が、新制度に移行した場合の主な収入となります。
 （実費徴収や特定負担額を保護者から徴収する場合や、補足給付、一時預かり事業（幼稚園型）などの事業を行う場合は、市から事業費が支払われます。）



2 公定価格の算出方法

公定価格はその園の利用定員、年齢等により、金額が異なります。
 また、公定価格は、子ども誰しにも給付される「基本分単価」と、要件を満たした場合に加算される各種「加算」で構成されています。

《公定価格（基本分単価）イメージ》



公定価格は子ども1人分で設定されているので、園全体では以下のように算出します。

3歳児の公定価格 × 3歳の在園児童数 + 4歳以上児の公定価格 × 4歳以上の在園児童数

認定こども園は、1号と2・3号で単価表が別になるので、それぞれの利用定員の区分で出した金額を合算することで給付費を計算します。

（例：幼稚園で1号利用定員が100人の場合、1号の単価表で定員区分91人から105人までの区分の単価で計算。
 認定こども園で1号利用定員が100人、2・3号利用定員が50人の園の場合、1号は認定こども園の1号の単価表で上記と同じ方法で計算し、2・3号の単価表で定員区分41人から50人までの定員区分の単価で計算。）

公定価格の各種加算と、向上支援費の各項目は、その園の職員の配置や教育・保育の実施状況が、定められた要件を満たしている場合に加算されます。

3 処遇改善等加算について

この加算は主に園の運営ではなく、職員の給与に使っていただく加算となります。

職員の勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算します。

処遇改善等加算率は、公定価格のいくつかの加算項目の単価を算出する際にも活用します。

(例：副園長・教頭配置加算、3歳児配置改善加算)

公定価格上で見る処遇改善等加算率は、「基礎分(2～12%)」と、「賃金改善要件分(3～4%、うち1パーセントはキャリアパス要件分)」とを足した率となります。

さらに、横浜市独自助成の「職員処遇改善費(0～5%)」として上乘せして支払われます。

職員一人当たりの平均勤続年数	加算率(公定価格)			加算率(市) 職員処遇改善費
	基礎分	賃金改善要件分	うちキャリアパス要件分	
16年以上	12%	4%	1%	5%
15年以上 16年未満				4%
14年以上 15年未満				3%
13年以上 14年未満				3%
12年以上 13年未満				2%
11年以上 12年未満				2%
10年以上 11年未満	12%	3%	1%	3%
9年以上 10年未満	11%			3%
8年以上 9年未満	10%			3%
7年以上 8年未満	9%			3%
6年以上 7年未満	8%			3%
5年以上 6年未満	7%			2%
4年以上 5年未満	6%			2%
3年以上 4年未満	5%			1%
2年以上 3年未満	4%			0%
1年以上 2年未満	3%			0%
1年未満	2%		0%	

- 例：利用定員100人の幼稚園で、職員の平均勤続年数8年の園の場合、

「8年以上9年未満」の欄の加算率を見ます。

公定価格 ⇒ 基礎分10% + 賃金改善要件分3% (キャリアパス含む) = 13%

市独自助成の職員処遇改善費 ⇒ 3%

(※公定価格とは別に算出。加算率を適用する単価を積算した後に加算率を乗じる。)

3歳児1人の処遇改善等加算は、公定価格の単価表で「390円 × 加算率」で、

$$390 \times 13 = 5,070 \text{ 円}$$

市独自助成の職員処遇改善費は、 $390 \times 3 = 1,170 \text{ 円}$ となります。

4 公定価格の基本分単価と各種加算

※加算要件の詳細は、事業者向け説明会資料でご確認ください。（下記のURL からご確認ください。）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/jigyosha/>

事業者向け説明会（新制度移行施設・事業向け）>対象：幼稚園または認定こども園>日程 2016/3/18>資料Ⅱ

項目名	内容	事業者説明会資料	公定価格単価表
基本分単価	定員・認定区分・年齢等に応じた子ども一人当たりの単価	3	⑤
処遇改善等加算	職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じて加算	5	⑥
副園長・教頭配置加算	副園長または教頭を配置する場合に必要な人件費を加算	6	⑦
3歳児配置改善加算	3歳児の配置基準を15:1により実施する場合に必要な人件費等を加算	7	⑧
満3歳児対応教諭配置加算	満3歳児を担当する保育教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算	8	⑨／⑨'
チーム保育加配加算	チーム保育を担当する保育教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算	9	⑩
通園送迎加算	通園送迎を行う施設に送迎バス運転手の人件費等(業務委託費含む)を加算	10	⑪
給食実施加算	給食を実施する施設に、調理員の人件費等(業務委託費含む)を加算	11	⑫
年齢別配置基準を下回る場合	基本分単価の年齢別配置基準を下回る職員配置の状態にある場合、費用を定額で調整	12	⑭
定員を恒常的に超過する場合(27・28年度は適用なし)	連続する過去の2年間、常に利用定員を超え、かつ各年度の平均在所率が120%以上の状態にある場合に適用	12	⑮
主幹教諭等専任加算	主幹教諭の代替教員を加算	13	⑯
子育て支援活動費加算	子育て支援活動に取り組む場合に必要経費を加算	14	⑰
療育支援加算	子どもの療育支援に取り組む場合に主幹(主任)を補助する者の経費を加算	15	⑱
指導充実加配加算	基本分単価に含まれる非常勤講師を配置した上で、別途、非常勤講師を配置する利用定員が271人以上の施設に加算	16	⑲
事務負担対応加配加算	基本分単価に含まれる非常勤事務職員を配置した上で、別途、非常勤事務職員を配置する利用定員が271人以上の施設に加算	17	⑳
冷暖房費加算	夏季や冬季における冷暖房費に係る経費について所在する地域に応じて加算	18	㉑
外部監査費加算(3月のみ)	公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して加算	24	⑬
施設関係者評価加算(3月のみ)	施設の関係者による評価を実施した施設に対して加算	23	㉒
施設機能強化推進費加算(3月のみ)	施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して加算	19	㉓
小学校接続加算(3月のみ)	小学校との接続を見通した活動に必要な経費を加算	20	㉔
栄養管理加算(3月のみ)	栄養士を活用して給食を実施する取り組みに必要な経費を加算	21	㉕
第三者評価受審加算(3月のみ)	第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を加算	22	㉖

5 向上支援費

※加算要件の詳細は、事業者向け説明会資料でご確認ください。

項目名	内容	事業者説明会資料
3歳児職員配置加算	3歳児保育に対し、配置基準を15:1により実施する場合に加算	38
職員処遇改善費	勤続年数に応じた職員の昇給確保とキャリアプラン実施のための経費	39
連携施設受託促進加算	地域型保育事業から連携を受諾し、児童の進級先の確保や保育の支援を行うために必要な経費	39
システム化経費助成	請求明細ソフトを用いて請求明細書の作成を行うための事務的経費	40
食育推進助成	①食育の推進と安全・安心な給食提供のために、自園で調理を行う場合の経費 ②食育推進等のために栄養士を雇用して自園調理を行うための経費	41
アレルギー児童対応費	食物アレルギー等の児童を安全に保育するための経費	42
産休代替職員費	出産・傷病により長期休暇を必要とする保育士等の職員の代替のための経費	43
障害児等受入加算	障害児などの配慮の必要な子どもを保育・教育するために必要な保育士を加配するための経費	44
医療的ケア対応看護師雇用費	医療的ケアが必要な児童のため、看護師を加配するための経費	45
被虐待児対応費	虐待が疑われる児童を保育・教育するために必要な保育士を加配するための経費	46
看護職雇用加算	障害児保育・教育を実施している施設で、看護職等の職員を雇用している場合の格付け経費	47
外国人児童保育事業助成	外国人児童の処遇向上のため、臨時保育士を雇用するための経費	48

収入の試算方法

○公定価格

国作成の試算シートをダウンロードし、定員や加算状況の適否を入力すると、1年間の収入額を試算できます。(1か月分の支給費を試算する際は、3月にしかつかない加算もあることにご注意ください。)

公定価格 試算シート

検索

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/jigyousya.html>

★試算シート入力のポイント

- 横浜市の地域区分は、「16/100」です。
- 利用定員は、認可定員など、仮の定員を設定してください。
- 公定価格で使う処遇改善等加算率は、「基礎分+賃金改善要件分」です。
(例：平均勤続年数8年の場合、基礎分 10+賃金改善要件分3=13 が加算率。
%に直して「0.13」で算出するのではなく、「13」で計算。)

○向上支援費

事業者向け説明会資料で加算要件を満たす項目を確認し、各加算の金額を積算することで試算ができます。(下記のURLからご確認いただけます。)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/jigyosha/>

事業者向け説明会(新制度移行施設・事業向け) > 対象：幼稚園または認定こども園 > 日程 2016/3/18 > 資料Ⅱ

公定価格単価表 幼稚園（教育標準時間認定）

地域 区分 ①	定員区分 ②	認定 区分 ③	年齢区分 ④	基本分単価 ⑤		処遇改善等加算 ⑥		副園長・教頭配置加算 ⑦		3歳児配置改善加算 ⑧	
				(注)	(注)	処遇改善等加算	処遇改善等加算				
16/100 地域	15人 まで	1号	4歳以上児	112,320	(119,690)	1,100	(1,180)	7,390	70×加算率	7,370	70×加算率
			3歳児	119,690		1,180					
	16人 から 25人 まで	1号	4歳以上児	69,080	(76,450)	670	(740)	4,430	40×加算率	7,370	70×加算率
			3歳児	76,450		740					
	26人 から 35人 まで	1号	4歳以上児	50,550	(57,920)	480	(560)	3,170	30×加算率	7,370	70×加算率
			3歳児	57,920		560					
	36人 から 45人 まで	1号	4歳以上児	48,210	(55,580)	460	(530)	2,460	20×加算率	7,370	70×加算率
			3歳児	55,580		530					
	46人 から 60人 まで	1号	4歳以上児	44,550	(51,920)	420	(500)	1,840	10×加算率	7,370	70×加算率
			3歳児	51,920		500					
	61人 から 75人 まで	1号	4歳以上児	39,460	(46,830)	370	(450)	1,470	10×加算率	7,370	70×加算率
			3歳児	46,830		450					
	76人 から 90人 まで	1号	4歳以上児	36,030	(43,400)	340	(410)	1,230	10×加算率	7,370	70×加算率
			3歳児	43,400		410					
	91人 から 105人 まで	1号	4歳以上児	34,330	(41,700)	320	(400)	1,050	10×加算率	7,370	70×加算率
			3歳児	41,700		400					
	106人 から 120人 まで	1号	4歳以上児	32,430	(39,800)	300	(380)	920	9×加算率	7,370	70×加算率
			3歳児	39,800		380					
	121人 から 135人 まで	1号	4歳以上児	31,570	(38,940)	290	(370)	820	8×加算率	7,370	70×加算率
			3歳児	38,940		370					
136人 から 150人 まで	1号	4歳以上児	30,320	(37,690)	280	(360)	730	7×加算率	7,370	70×加算率	
		3歳児	37,690		360						7,370
151人 から 180人 まで	1号	4歳以上児	28,430	(35,800)	260	(340)	610	6×加算率	7,370	70×加算率	
		3歳児	35,800		340						7,370
181人 から 210人 まで	1号	4歳以上児	27,070	(34,440)	250	(320)	520	5×加算率	7,370	70×加算率	
		3歳児	34,440		320						7,370
211人 から 240人 まで	1号	4歳以上児	26,060	(33,430)	240	(310)	460	4×加算率	7,370	70×加算率	
		3歳児	33,430		310						7,370
241人 から 270人 まで	1号	4歳以上児	25,280	(32,650)	230	(300)	410	4×加算率	7,370	70×加算率	
		3歳児	32,650		300						7,370
271人 から 300人 まで	1号	4歳以上児	24,650	(32,020)	220	(300)	360	3×加算率	7,370	70×加算率	
		3歳児	32,020		300						7,370
301人 以上	1号	4歳以上児	22,800	(30,170)	210	(280)	330	3×加算率	7,370	70×加算率	
		3歳児	30,170		280						7,370

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	満3歳児対応加配加算 (3歳児配置改善加算無し) ⑤		満3歳児対応加配加算 (3歳児配置改善加算有り) ⑤'		チーム保育加配加算 ※加配1人当たり単価 ⑩	
				処遇改善等加算		処遇改善等加算		処遇改善等加算	
16/100 地域	15人 まで	1号	4歳以上児						
			3歳児	+ 51,600	+ 510×加算率	+ 44,230	+ 440×加算率	+ 29,480×加配人数	+ 290×加算率×加配人数
	16人 から 25人 まで	1号	4歳以上児						
			3歳児	+ 51,600	+ 510×加算率	+ 44,230	+ 440×加算率	+ 17,690×加配人数	+ 170×加算率×加配人数
	26人 から 35人 まで	1号	4歳以上児						
			3歳児	+ 51,600	+ 510×加算率	+ 44,230	+ 440×加算率	+ 12,630×加配人数	+ 120×加算率×加配人数
	36人 から 45人 まで	1号	4歳以上児						
			3歳児	+ 51,600	+ 510×加算率	+ 44,230	+ 440×加算率	+ 9,820×加配人数	+ 90×加算率×加配人数
	46人 から 60人 まで	1号	4歳以上児						
			3歳児	+ 51,600	+ 510×加算率	+ 44,230	+ 440×加算率	+ 7,370×加配人数	+ 70×加算率×加配人数
	61人 から 75人 まで	1号	4歳以上児						
			3歳児	+ 51,600	+ 510×加算率	+ 44,230	+ 440×加算率	+ 5,890×加配人数	+ 50×加算率×加配人数
	76人 から 90人 まで	1号	4歳以上児						
			3歳児	+ 51,600	+ 510×加算率	+ 44,230	+ 440×加算率	+ 4,910×加配人数	+ 40×加算率×加配人数
	91人 から 105人 まで	1号	4歳以上児						
			3歳児	+ 51,600	+ 510×加算率	+ 44,230	+ 440×加算率	+ 4,210×加配人数	+ 40×加算率×加配人数
	106人 から 120人 まで	1号	4歳以上児						
			3歳児	+ 51,600	+ 510×加算率	+ 44,230	+ 440×加算率	+ 3,680×加配人数	+ 30×加算率×加配人数
	121人 から 135人 まで	1号	4歳以上児						
			3歳児	+ 51,600	+ 510×加算率	+ 44,230	+ 440×加算率	+ 3,270×加配人数	+ 30×加算率×加配人数
136人 から 150人 まで	1号	4歳以上児							
		3歳児	+ 51,600	+ 510×加算率	+ 44,230	+ 440×加算率	+ 2,940×加配人数	+ 20×加算率×加配人数	
151人 から 180人 まで	1号	4歳以上児							
		3歳児	+ 51,600	+ 510×加算率	+ 44,230	+ 440×加算率	+ 2,450×加配人数	+ 20×加算率×加配人数	
181人 から 210人 まで	1号	4歳以上児							
		3歳児	+ 51,600	+ 510×加算率	+ 44,230	+ 440×加算率	+ 2,100×加配人数	+ 20×加算率×加配人数	
211人 から 240人 まで	1号	4歳以上児							
		3歳児	+ 51,600	+ 510×加算率	+ 44,230	+ 440×加算率	+ 1,840×加配人数	+ 10×加算率×加配人数	
241人 から 270人 まで	1号	4歳以上児							
		3歳児	+ 51,600	+ 510×加算率	+ 44,230	+ 440×加算率	+ 1,630×加配人数	+ 10×加算率×加配人数	
271人 から 300人 まで	1号	4歳以上児							
		3歳児	+ 51,600	+ 510×加算率	+ 44,230	+ 440×加算率	+ 1,470×加配人数	+ 10×加算率×加配人数	
301人 以上	1号	4歳以上児							
		3歳児	+ 51,600	+ 510×加算率	+ 44,230	+ 440×加算率	+ 1,340×加配人数	+ 10×加算率×加配人数	

地域 区分 ①	定員区分 ②	認定 区分 ③	年齢区分 ④	通園送迎加算		給食実施加算		外部監査費 加算 ⑬	
				処遇改善等加算 ⑪		処遇改善等加算 ⑫			
16/100 地域	15人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	3,640 +	30×加算率 +	1,360×適当たり実施日数 +	10×適当たり実施日数×加算率 +	26,660
	16人 から 25人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	2,490 +	20×加算率 +	810×適当たり実施日数 +	8×適当たり実施日数×加算率 +	16,400
	26人 から 35人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	2,000 +	20×加算率 +	580×適当たり実施日数 +	5×適当たり実施日数×加算率 +	12,000
	36人 から 45人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	1,730 +	10×加算率 +	450×適当たり実施日数 +	4×適当たり実施日数×加算率 +	9,550
	46人 から 60人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	1,300 +	10×加算率 +	340×適当たり実施日数 +	3×適当たり実施日数×加算率 +	7,330
	61人 から 75人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	1,040 +	10×加算率 +	300×適当たり実施日数 +	3×適当たり実施日数×加算率 +	6,000
	76人 から 90人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	860 +	8×加算率 +	270×適当たり実施日数 +	2×適当たり実施日数×加算率 +	5,110
	91人 から 105人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	740 +	7×加算率 +	250×適当たり実施日数 +	2×適当たり実施日数×加算率 +	4,570
	106人 から 120人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	650 +	6×加算率 +	230×適当たり実施日数 +	2×適当たり実施日数×加算率 +	4,160
	121人 から 135人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	570 +	5×加算率 +	220×適当たり実施日数 +	2×適当たり実施日数×加算率 +	3,850
	136人 から 150人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	520 +	5×加算率 +	210×適当たり実施日数 +	2×適当たり実施日数×加算率 +	3,600
	151人 から 180人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	500 +	5×加算率 +	190×適当たり実施日数 +	1×適当たり実施日数×加算率 +	3,110
	181人 から 210人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	500 +	5×加算率 +	170×適当たり実施日数 +	1×適当たり実施日数×加算率 +	2,760
	211人 から 240人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	500 +	5×加算率 +	170×適当たり実施日数 +	1×適当たり実施日数×加算率 +	2,500
	241人 から 270人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	500 +	5×加算率 +	150×適当たり実施日数 +	1×適当たり実施日数×加算率 +	2,400
	271人 から 300人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	500 +	5×加算率 +	130×適当たり実施日数 +	1×適当たり実施日数×加算率 +	2,330
301人 以上	1号	4歳以上児 3歳児	+	500 +	5×加算率 +	120×適当たり実施日数 +	1×適当たり実施日数×加算率 +	2,120	

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	年齢別配置基準を 下回る場合 ⑬	定員を恒常的に 超過する場合 ⑮
16/100 地域	15人 まで	1号	4歳以上児	(29,480 +290×加算率)×人数	(⑤~⑬) × 63/100
			3歳児		
	16人 から 25人 まで	1号	4歳以上児	(17,690 +170×加算率)×人数	(⑤~⑬) × 75/100
			3歳児		
	26人 から 35人 まで	1号	4歳以上児	(12,630 +120×加算率)×人数	(⑤~⑬) × 93/100
			3歳児		
	36人 から 45人 まで	1号	4歳以上児	(9,820 +90×加算率)×人数	(⑤~⑬) × 98/100
			3歳児		
	46人 から 60人 まで	1号	4歳以上児	(7,370 +70×加算率)×人数	(⑤~⑬) × 88/100
			3歳児		
	61人 から 75人 まで	1号	4歳以上児	(5,890 +50×加算率)×人数	(⑤~⑬) × 91/100
			3歳児		
	76人 から 90人 まで	1号	4歳以上児	(4,910 +40×加算率)×人数	(⑤~⑬) × 89/100
			3歳児		
	91人 から 105人 まで	1号	4歳以上児	(4,210 +40×加算率)×人数	(⑤~⑬) × 91/100
			3歳児		
106人 から 120人 まで	1号	4歳以上児	(3,680 +30×加算率)×人数	(⑤~⑬) × 93/100	
		3歳児			
121人 から 135人 まで	1号	4歳以上児	(3,270 +30×加算率)×人数	(⑤~⑬) × 93/100	
		3歳児			
136人 から 150人 まで	1号	4歳以上児	(2,940 +20×加算率)×人数	(⑤~⑬) × 97/100	
		3歳児			
151人 から 180人 まで	1号	4歳以上児	(2,450 +20×加算率)×人数	(⑤~⑬) × 91/100	
		3歳児			
181人 から 210人 まで	1号	4歳以上児	(2,100 +20×加算率)×人数	(⑤~⑬) × 94/100	
		3歳児			
211人 から 240人 まで	1号	4歳以上児	(1,840 +10×加算率)×人数	(⑤~⑬) × 98/100	
		3歳児			
241人 から 270人 まで	1号	4歳以上児	(1,630 +10×加算率)×人数	(⑤~⑬) × 97/100	
		3歳児			
271人 から 300人 まで	1号	4歳以上児	(1,470 +10×加算率)×人数	(⑤~⑬) × 98/100	
		3歳児			
301人 以上	1号	4歳以上児	(1,340 +10×加算率)×人数	(⑤~⑬) × 98/100	
		3歳児			

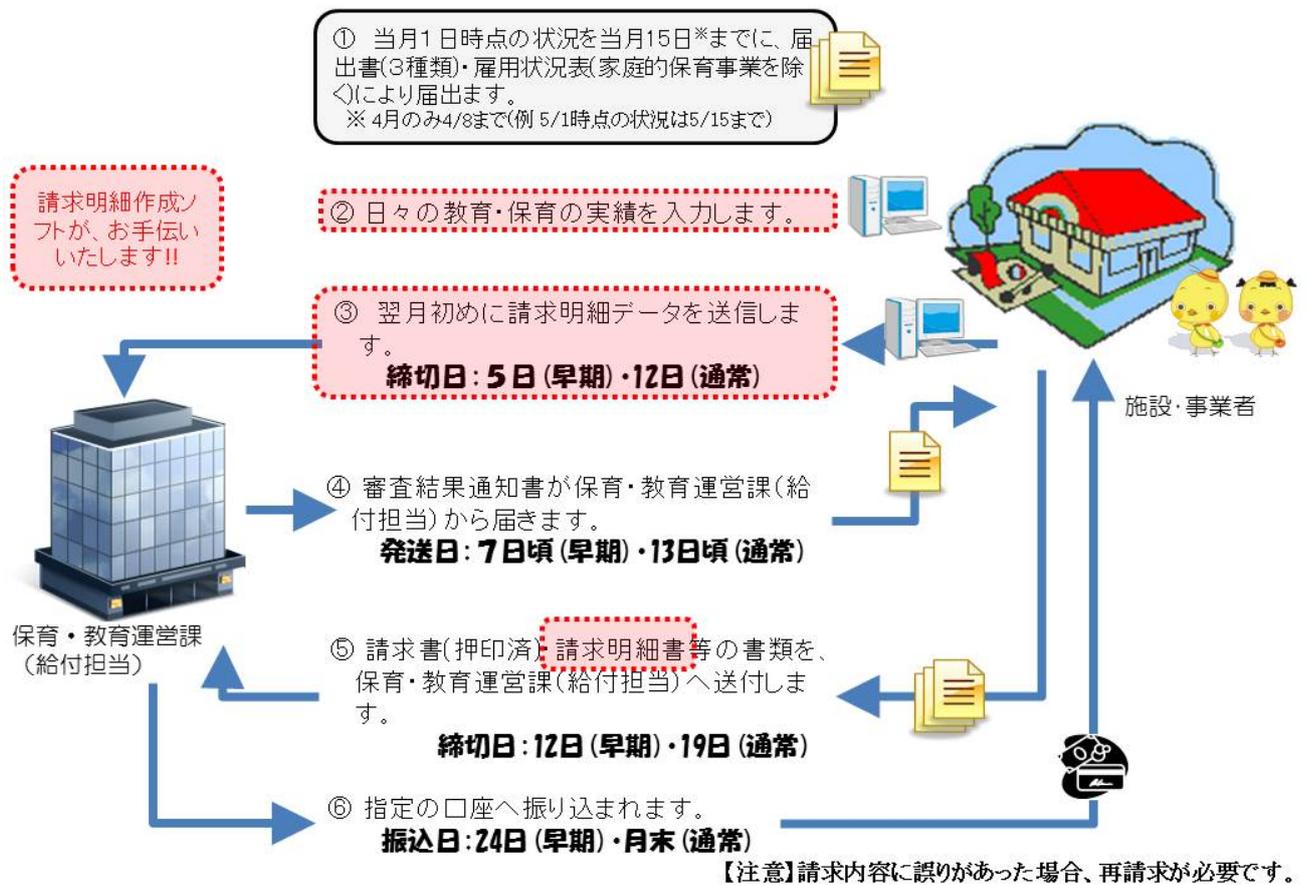
加算部分 2

主幹教諭等専任加算 ⑯	基本額 (108,530 +	処遇改善等加算 1,080×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
子育て支援活動費加算 ⑰	基本額 (4,050 +	処遇改善等加算 40×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
療育支援加算 ⑱	A	基本額 (36,570 + 360×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	B	基本額 (24,380 + 240×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	
指導充実加配加算 ⑲	基本額 (82,880 +	処遇改善等加算 820×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
事務負担対応加配加算 ㉑	基本額 (69,060 +	処遇改善等加算 690×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
冷暖房費加算 ㉒	1 級 地	1,650	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
	2 級 地	1,480	
	3 級 地	1,460	
施設関係者評価加算 ㉓	59,420 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算 ㉔	5,850		※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算 ㉕	145,470 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算 ㉖	150,000（限度額） ÷ 3 月初日の利用子ども数		※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算 ㉗	96,840 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算 ㉘	120,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算 ㉙	150,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※ 3 月初日の利用子どもの単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

《給付事務について》

請求についての書類の送付先等について



給付費の対象となった園には、毎月、公定価格と向上支援費の加算を申請する届出書を提出していただきます。さらに、園から、毎月の実績に応じた請求データを、システムを活用して送信していただきます。

届出書の加算有無と請求データの加算有無の両方を審査した上で、給付費をお支払します。なお、請求にはパソコンとプリンターが必要となります。

◆給付担当が審査・お支払するもの

施設型給付費（公定価格）、向上支援費、延長保育事業助成費（2・3号のみ）、私立幼稚園等預かり保育事業補助（給付対象施設の1号児童）、補足給付事業

◆給付費等については、

①実績入力→②データ送信→③審査結果通知・請求書ひな形が郵送で届く→④請求書・請求明細書等を期日までに横浜市へ送付→⑤振込 という流れになります。

1 新制度における給付費等の請求書、公定価格・向上支援費に係る各種書類の提出先(参考)

横浜市こども青少年局 保育・教育運営課 給付担当
〒231-0017 横浜市中区港町1-1

※区役所ではありませんのでご注意を！

※郵送先は上記になりますが、給付担当の所在は本庁舎ではなく、関内新井ビルの9階になります。
(横浜市中区尾上町1-8)

2 区役所で支払を行う事業について(参考)

以下の事業については、区役所こども家庭支援課で支払事務を行います。
お手数をお掛けしますが、よろしくご対応のほどお願いします。

【参考】区役所で支払事務を行う主な事業

助成等項目	請求書等送付先
一時保育事業(保育所等)	各区こども家庭支援課
休日一時保育事業(保育所)	
病後児保育事業(保育所)	
横浜保育室助成事業	

子ども・子育て支援新制度における利用者負担（保育料）について

- 新制度の給付対象施設・事業の利用料（保育料）は、市町村が定めます。
（徴収は、各園が行います。）
- 新制度に移行した幼稚園等における毎月の利用料は、保護者の所得（市民税額）に応じた額で設定され、就園奨励補助金の対象にはなりません。
（概ね、就園奨励補助金相当額が当初から毎月減額されているイメージ）
- 横浜市の1号認定利用料（幼稚園）は市民税額に応じて17階層の設定で、毎年9月に当該年度の市民税に基づいた再計算を行います。
- 入園料を含めた特定負担額を徴収するには、保護者に対して 事前の説明と書面による同意が必要です。

1 新制度における利用者負担（保育料）の仕組みについて

（1）利用料の設定について

新制度における利用料は、応能負担を原則とし、国が定める水準を上限として 市町村が認定区分ごとに定めます。市町村は、保護者の市民税・所得割額をもとに階層区分を認定し、階層区分に応じた利用料を決定します。

※28年度の利用料表参照。また、今後、国の制度改正（幼児教育の無償化）が反映される予定です。

（2）利用料は、4～8月分を前年度の市民税額を基に決定し、9月～翌年3月分をその年度の市民税額を基に決定します。（毎年9月に算定基礎となる税額の年度が変わります。）

※修正申告による税額の変更や世帯の変更に伴って、年度途中で利用料が変更になる場合があります。

（3）利用料の徴収と給付費

市町村が定める利用料を各園が保護者から徴収します。

公定価格から利用料（市町村が定める額）を引いた額（給付費）を横浜市（または居住市町村）へ請求します。

（4）他市町村在住の児童について

利用料は、居住する市町村が定めます。例えば、川崎市民が横浜市の給付対象幼稚園を利用する場合の利用料は、川崎市が定めます。

（5）多子軽減について

新制度における利用料においても就園奨励補助金同様、多子軽減（第2子・第3子の場合の減額）があり、1号認定の場合、小学校3年生以下のきょうだい（一定の条件あり）から数えて 第2子に該当する場合は概ね半額 に、第3子に該当する場合は無料 になります。

（6）月途中の入・退園の場合の取扱について

月途中で入園・退園した場合のその月の利用料は日割りします。

※区役所であらかじめ保護者による手続が必要です。

2 横浜市における利用料の設定について

（1）横浜市の1号認定利用料の特徴について（27年度の利用料）

ア 利用料階層を多層化（17階層・0～25,200円）し、急激に利用料が増減しないよう設定しました。

イ 保育所等との整合性を図るため、低中所得世帯の利用料を軽減しました。

(2) 利用料表について

市民税の所得割額（保護者合計）等により負担区分（A～D 2 7）を決定し、負担区分ときょうだい区分（第1子、第2子、第3子）により、月額利用料を決定します。

3 入園料等の設定について

(1) 実費徴収について

新制度に移行した場合でも、文房具代、制服代、遠足代・行事参加代、給食代・食材費、通園バス代などの実費徴収が可能です。徴収にあたっては、事前の説明と保護者の同意が必要です。

(2) 特定負担額について

基準を超えた教員配置や平均的な水準を超えた設備投資など、公定価格（利用料を含む）によって賄われない費用・不足する費用であって、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めることが可能であり、市町村が定める「基本負担額」と区別するため、「特定負担額（上乘せ徴収）」と位置付けられています。

特定負担額の徴収にあたっては、学則（園則）への記載、保護者に対しての事前説明と書面による同意が必要です。

(3) 入園料等について

いわゆる入園料について、その性質から対応が2つに分かれます。

①教育・保育の対価としての性質

②入園やその準備、選考などに係る事務手続きに要する費用の対価としての性質

※入園の権利を保障するための費用を徴収することは適切ではありません。

①については、(2)の特定負担額のルールのもとで徴収することが必要であり、また、「入園料」と総称する場合であっても説明責任を果たす観点から実際の用途に見合った具体的な名目や内訳金額を保護者に説明することが適当です。

なお、特定負担額は教育・保育に要する費用の一部を構成するものであるため、入園前に納付した後に入園辞退することとなった場合には、原則として返還が必要です。

②に該当する、入園受入れの準備や選考など入園に関わる事務手続きに関する費用については、教育・保育の直接の対価ではないため、実費徴収や特定負担額のルールの対象外ですが、徴収時期や返還条件について保護者とのトラブルのないよう、事前に説明・同意を得ることが必要です（教育・保育に要する費用ではないため、必ずしも返還は必要ではありません。）。

4 参考になる資料

○事業者向けFAQ（内閣府ホームページ）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/jigyousya.html>

○子ども・子育て支援新制度説明会（内閣府・平成26年9月4日（木））

「資料4 私立幼稚園・認定こども園に係る利用者負担について」

「資料7 新制度に移行する私立幼稚園・幼保連携型認定こども園の学則（園則）の取扱いについて」

て」

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h260904/index.html>

【問合せ先】

こども青少年局保育・教育運営課運営指導係

TEL : 671-3564

FAX : 664-5479

平成28年度子ども・子育て支援新制度 利用料（保育料）（月額）※一部抜粋

（29年度利用料は29年度予算案の議決をもって決定します）

階層区分（市階層）		【参考】 就園奨励補 助金※	1号		預かり保育利用料※		1号保育料+ 預かり利用料		2号	
			第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子 標準時間	第2子 標準時間
A	生活保護世帯	A	0	0	0	0	0	0	0	0
B1	市民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	B	0	0	0	0	0	0	0	0
B2	市民税非課税世帯（上記以外の世帯）		2,100	700	0	0	2,100	700	2,100	700
C	市民税均等割のみ	C	3,000	1,500	1,900	200	4,900	1,700	4,900	1,700
市民 税 課 税 世 帯	D1 市民税所得割課税額 10,000円以下	D	6,300	2,200	100	0	6,400	2,200	6,400	2,200
	D2 10,001円以上～48,600円以下		7,500	2,700	100	0	7,600	2,700	7,600	2,700
	D3 48,601円以上～50,400円以下		9,400	3,300	100	0	9,500	3,300	9,500	3,300
	D4 50,401円以上～57,600円以下		10,900	3,900	100	0	11,000	3,900	11,000	3,900
	D5 57,601円以上～77,100円以下		12,600	4,500	200	0	12,800	4,500	12,800	4,500
	D6 77,101円以上～97,000円以下		15,000	5,500	600	0	15,600	5,500	15,600	5,500
	D7 97,001円以上～102,600円以下		17,000	6,700	2,500	100	19,500	6,800	19,500	6,800
	D8 102,601円以上～120,600円以下								21,500	7,500
	D9 120,601円以上～138,600円以下	E							23,500	8,200
	D10 138,601円以上～169,000円以下		18,800	8,100	4,700	100	23,500	8,200	24,800	8,700
	D11 169,001円以上～174,900円以下								25,800	9,000
	D12 174,901円以上～192,900円以下								26,800	9,400
	D13 192,901円以上～211,200円以下		20,300	9,300	6,500	100	26,800	9,400	27,500	12,400
	D14 211,201円以上～228,900円以下								28,300	12,700
	D15 228,901円以上～246,700円以下		21,800	10,900	6,500	1,800	28,300	12,700	29,300	13,200
	D16 246,701円以上～255,700円以下								30,400	13,700
	D17 255,701円以上～264,700円以下								31,800	14,300
	D18 264,701円以上～273,700円以下	F	23,000	11,500	8,800	2,800	31,800	14,300	33,000	18,200
	D19 273,701円以上～282,700円以下								33,900	18,600
	D20 282,701円以上～291,700円以下								35,000	19,300
	D21 291,701円以上～301,000円以下								36,200	19,900
	D22 301,001円以上～309,700円以下		24,000	12,000	9,000	7,800	33,000	19,800	37,400	20,600
	D23 309,701円以上～335,800円以下								38,600	21,200
	D24 335,801円以上～361,300円以下								39,800	21,900
	D25 361,301円以上～387,700円以下		25,200	12,600	9,000	9,000	34,200	21,600	40,900	22,500
	D26 387,701円以上～397,000円以下								42,500	23,400
	D27 397,001円以上							43,500	23,900	

※在園児区分1人目

※新制度に移行した幼稚園、認定こども園のみ適用(上限額)

・「第3子」以降のお子さんの利用料は無料となります。

幼稚園・認定こども園に対する補助事業について

施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園に対し、給付費・向上支援費以外に以下の補助事業を実施します。

1 私立幼稚園等預かり保育事業補助

保護者の就労や病気などにより保育を必要とする在園児（市内在住児）を対象に、常態的に長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対し、開設準備費や運営費助成を行います。

(1) 補助単価・利用料（給付対象施設・3～5歳）

○経常費単価（下線は私学助成と異なる点）

種類	単価(案) (運営経費/1人当たり・月額)	
	補助単価	利用料
通常型(有資格者配置単価適用)	<u>35,500円</u> ※-利用料(本市上限額)	【応能負担】 0～9,000円の範囲で横浜市が示す金額を上限に施設が設定(料金表別添)
通常型	<u>32,800円</u> ※-利用料(本市上限額)	
平日型(有資格者配置単価適用)	<u>31,100円</u> ※-利用料(本市上限額)	
平日型	<u>29,000円</u> ※-利用料(本市上限額)	

※現行の補助単価+利用料上限額(9,000円)

※現在、月額9,000円で利用料を設定する園が移行後も上限どおりの利用料を設定した場合、施設の得る収入は現行と変わりません

○その他の単価（下線は私学助成と異なる点）

種類	単価(案)			
開設準備費	500,000円上限(1園あたり)			
移行準備費補助 ※ ¹	500,000円上限(1園あたり)			
長期休業期間分	1,136円(職員1人当たり/時間)			
特別支援分 ※ ² (園児1人当たり/月額)	通常型		平日型	
	1:1	<u>172,100円</u>	1:1	<u>143,500円</u>
	2:1	<u>135,400円</u>	2:1	<u>112,900円</u>
	3:1	<u>87,900円</u>	3:1	<u>73,300円</u>
	特別支援児	<u>52,200円</u>	特別支援児	<u>43,500円</u>

※¹ 幼稚園型認定こども園への移行を目指す園に対する防災対策等の整備費助成
【例】備品(カーテン、敷物等)の防災化

※² 障害児等受入加算のために認定を受けた加配区分に応じ補助

(2) 補助金申請・交付等

預かり保育事業補助金は、毎月の給付費等と併せて請求明細作成ソフトに利用状況を入力して請求・支払を行います。また、請求・支払の根拠として、園から横浜市へ紙ベースでの実績報告も毎月の提出が必要です。

2 私立幼稚園等一時預かり保育事業補助

常態的に長時間の預かり保育を必要としない在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応します。(新制度施行により都道府県だけでなく市町村による一時預かり事業の実施が可能になり、平成27年度から事業を開始しました。)

(1) 新制度における預かり保育の取扱い

原則、次のとおりとし、いずれか選択が必要です。(併用及び年度途中の切替不可)

- ・ 給付対象施設となる幼稚園・認定こども園→市町村が行う一時預かり事業(横浜市ほか市町村)
- ・ 私学助成を受ける幼稚園→都道府県からの私学助成による預かり保育事業(神奈川県)
 - ※給付対象施設となる幼稚園・認定こども園が、神奈川県が行う私立幼稚園預かり保育推進費補助を受けるためには、以下の2つの条件を満たす必要があります。
 - 条件1) 27年度、私立幼稚園預かり保育推進費による補助を受けていること
 - 条件2) 横浜市が実施する一時預かり保育事業で求める基準(実施日数・時間)が県の基準より厳しく、移行が困難であること

(2) 要件・補助単価等

対象児童	市内在住の在園児(1号認定の子ども ※2号特例給付の対象含む)	
職員	職員数	・ 認可保育所(国基準)と同じ配置基準(3歳児 20:1、4歳以上児 30:1) ・ 一時預かり保育を専任担当する職員(常勤・非常勤は問わない)が従事 ※常時2人以上の配置を求めるが、幼稚園等の職員(幼稚園教諭又は保育士)からの支援を受けられる場合、専任担当する職員は1人で可。
	資格	保育士・幼稚園教諭又は次のいずれかにあてはまる者 ①市町村長等が行う研修を修了した者 ②小学校教諭または養護教諭免許所有者 ③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生 ※ただし、従事者のうち3分の1以上は、保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する者とする。 ※②、③に従事させる場合、園は当該従事者に対し、保育・教育を行う上で必要な研修を受講させるものとする。
設備・面積	保育室等	認可保育所と同じ(2歳以上児 保育室または遊戯室 1.98㎡) ※教育時間終了後の保育室又は遊戯室で可
実施時間・日数		(時間数) 課業日: 教育時間と合わせて8時間以上 長期休業期間、休日: 1日8時間以上 (日数) 課業日: 長期休業日を除く課業日開園日の半分以上 休業日(実施する場合): 年間19日以上 長期休業日(実施する場合): 年間10日以上
補助単価		①基本分単価 ※長期休業期間を含む平日に実施する場合に適用 ・ 通常単価(年間延べ利用人数が2,000人超の施設) 400円/回 ・ 小規模施設単価(年間延べ利用人数が2,000人以下の施設) 1,600千円÷年間延べ利用人数-400円/回
		②休日単価 ※土日祝日等を実施する場合に適用 800円/回
		③長時間加算単価 100円/回 ※教育時間と預かり保育の時間を合わせて(休日は預かり保育の時間のみ)9時間以上実施する場合、8時間を超えて利用した児童数に応じて加算
利用者負担		【横浜市ガイドライン】 課業日に8時間まで利用する場合: 1時間あたり換算350円を上限 ・ ガイドラインの範囲内であれば、時間(分)あたり・回数あたりなどの設定は各園の実情に応じて決めることが可能です。 ・ おやつ代、食事代、夏季の冷房費などの実費徴収は保護者に説明の上徴収することも可能です。 ・ 課業日に8時間以上利用する場合や、長期休業期間、休日に利用する場合の利用料は、上記ガイドラインも踏まえて適切な設定をお願いします。 ・ 28年度より新たに横浜市へ補助申請する場合、事業内容や利用要件の変更なく、前年度より利用料を上げることはご遠慮ください。 ・ 28年度より新たに横浜市へ補助申請する場合で、現行の預かり保育の利用料がガイドライン以上である場合、手厚い職員配置や特別なカリキュラムを行っているなど、保護者に説明が可能な範囲であれば、28年度においては現行の利用料のままでかまいません。 ・ このガイドラインは、今後見直しを行う場合があります。
広域利用		利用者の居住市町村に補助申請(委託契約)を行う

(3) 補助金申請・交付時期等

事業を実施する際は、横浜市への届出が必要です。横浜市への補助金交付申請は年度当初に行いますが、年間の利用実績に応じて補助単価が変動するため、年度終了後に、実績報告を経て補助金の請求・交付を行います。請求明細作成ソフトは使用しません。

3 特定教育・保育施設移行園保護者負担軽減補助

給付対象施設に移行する幼稚園・認定こども園において、移行の前後で継続して通う園児のうち、就園奨励補助金の対象にならないことで保育料（就園奨励補助金を加味した実質負担額）が増えた場合に、差額相当分を補助する経過措置を行い保護者負担を軽減します。

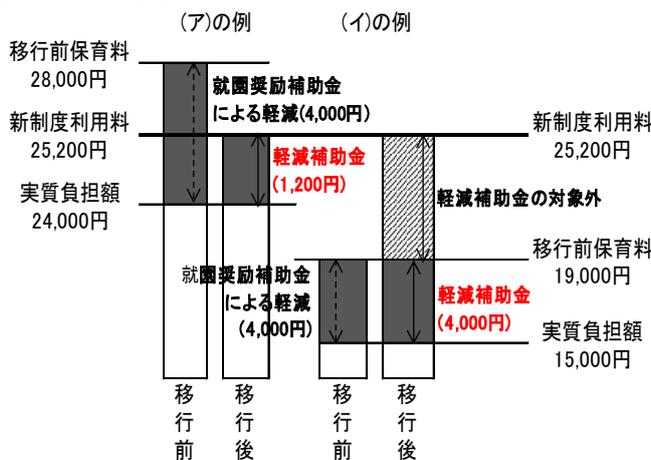
(1) 対象者・期間

次の要件をすべて満たす幼稚園等の利用者が当該園を退園するまで（移行後最長3年間）

(ア) 新制度移行園を移行の前後で継続利用している。（移行時、移行後の転園・入園は対象外）

(イ) 移行前年度に横浜市就園奨励補助金を受領し、補助対象年度も引き続き受給要件を満たしている。

(2) 補助金の考え方



(ア) 新制度利用料 25,200 円（負担区分D27・きょうだい区分第1子）で移行前の保育料が 28,000 円の場合
 → 園が移行しなかった場合の実質負担額は、横浜市就園奨励補助金（F区分・月額換算：4,000 円）を引くと、24,000 円となります。新制度利用料 25,200 円と比べると 1,200 円の増となるため、補助月額は 1,200 円となります。

(イ) 新制度利用料 25,200 円（負担区分D27・きょうだい区分第1子）で移行前の保育料が 19,000 円の場合
 → 園が移行しなかった場合の実質負担額は、横浜市就園奨励補助金（F区分・月額換算：4,000 円）を引くと、15,000 円となります。横浜市就園奨励補助金の対象にならないことによる負担増は 4,000 円となるため、補助月額は 4,000 円となります。

(3) 補助額・補助方法

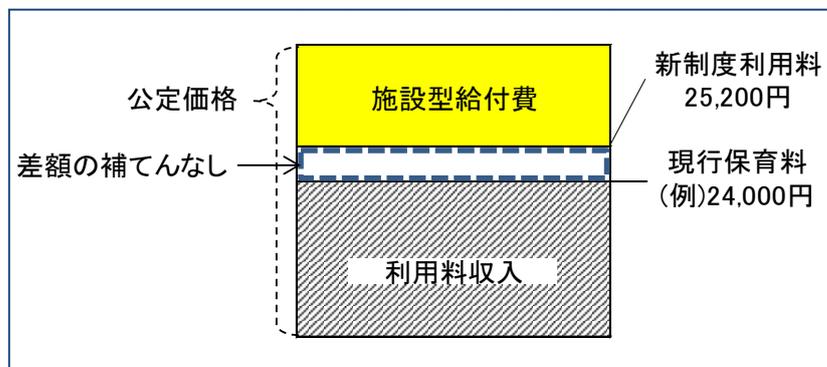
$$(4月の1号認定負担区分による月額補助額) \times 5か月分 + (9月の1号認定負担区分による月額補助額) \times 7か月分$$

移行前の保育料と利用者の階層、在園月数により、補助額が0円の場合もあります。補助額がある場合の一人あたり交付額(27年度・年額)は、1,200円(100円/月)~86,400円(7,200円/月)でした。(早見表別添)

就園奨励補助金と同様、園に対し補助金を交付し園を通じて保護者に配布します。11月頃に申請を受け付け、3月に支払います。(就園奨励補助金の11月申込スケジュールと同様イメージ)

【参考】新制度利用料と新制度移行前の保育料に差額が生じた場合は、各園の判断により軽減を行うことが可能です。園が軽減を行い従来水準の利用料を設定した場合、給付費での差額補てんはありません。

＜園の判断により経過措置を実施した場合の公定価格と給付費の考え方＞



4 私立幼稚園等補助

幼稚園・認定こども園を対象に、施設や設備の整備、地域と一体となって行う事業、また、家庭教育を推進するための講座の開設等の経費の助成を行い教育環境の維持・向上を図ります。

- ・補助単価 1園平均 450千円
- ・防災備蓄補助 100千円（上限）※預かり保育新規実施園のみ

5 私立幼稚園等施設整備費補助

幼稚園・認定こども園の既設園舎の修繕費に助成し、良好な教育環境を維持します。

- ・修繕：200万円以上の修繕費に1/2以内（限度100万円）

6 私立幼稚園就園奨励補助

給付対象施設に移行する幼稚園・認定こども園に通う場合は、保護者の市民税額に応じた保育料を負担していただくため、就園奨励補助金は対象外になります。

7 私立幼稚園等特別支援教育費補助

給付対象施設に移行する幼稚園・認定こども園については、障害児等受入加算（教育・保育施設向上支援費）の助成対象になるため、私立幼稚園等特別支援教育費補助は対象外になります。

☆お知らせ☆

横浜市私立幼稚園等預かり保育事業未実施の園につきましては、新制度の移行の検討に合わせて、預かり保育事業の実施についてぜひご検討ください。

【第1回新規認定申請期限】6月30日（木）（審議会への付議：8月下旬予定）

【問合せ先】

こども青少年局子育て支援課幼児教育係
TEL：671-2084 FAX：663-1925

【平成27年度 横浜市特定教育・保育施設移行園保護者負担軽減補助金 補助額早見表】

- ・ きょうだい区分が「第3子以降」の方は、新制度利用料が0円のため補助額も0円となります。(早見表はありません)
- ・ 移行する前の月額保育料が表中にない場合は、次ページの注釈に基づいて算定してください。

■ きょうだい区分第1子・月額

1号認定 負担 区分	利用料	横浜市就園奨励補助金		特定教育・保育施設に移行する前の月額保育料※																
		補助額 年額 (a)	月額 換算 (a)/12※	22,000	22,500	23,000	23,500	24,000	24,500	25,000	25,500	26,000	26,500	27,000	27,500	28,000	28,500	29,000	29,200 ~	
A	0	308,000	25,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B1	0	272,000	22,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B2	2,100	272,000	22,600	2,100	1,700	1,200	700	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	3,000	272,000	22,600	3,000	3,000	2,600	2,100	1,600	1,100	600	100	0	0	0	0	0	0	0	0	
D1	6,300	132,200		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
D2	7,500	132,200		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
D3	9,400	132,200	11,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
D4	10,900	132,200		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
D5	12,600	132,200		1,600	1,100	600	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
D6	15,000	107,200		1,900	1,400	900	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
D7	17,000	107,200		3,900	3,400	2,900	2,400	1,900	1,400	900	400	0	0	0	0	0	0	0	0	
D8	17,000	107,200		3,900	3,400	2,900	2,400	1,900	1,400	900	400	0	0	0	0	0	0	0	0	
D9	18,800	107,200		5,700	5,200	4,700	4,200	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700	1,200	700	200	0	0	0	0	
D10	18,800	107,200	8,900	5,700	5,200	4,700	4,200	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700	1,200	700	200	0	0	0	0	
D11	18,800	107,200		5,700	5,200	4,700	4,200	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700	1,200	700	200	0	0	0	0	
D12	20,300	107,200		7,200	6,700	6,200	5,700	5,200	4,700	4,200	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700	1,200	700	200	0	
D13	20,300	107,200		7,200	6,700	6,200	5,700	5,200	4,700	4,200	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700	1,200	700	200	0	
D14	21,800	48,000		3,800	3,300	2,800	2,300	1,800	1,300	800	300	0	0	0	0	0	0	0	0	
D15	21,800	48,000		3,800	3,300	2,800	2,300	1,800	1,300	800	300	0	0	0	0	0	0	0	0	
D16	21,800	48,000		3,800	3,300	2,800	2,300	1,800	1,300	800	300	0	0	0	0	0	0	0	0	
D17	23,000	48,000		4,000	4,000	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500	0	0	0	0	0	0	
D18	23,000	48,000		4,000	4,000	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500	0	0	0	0	0	0	
D19	23,000	48,000		4,000	4,000	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500	0	0	0	0	0	0	
D20	23,000	48,000	4,000	4,000	4,000	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500	0	0	0	0	0	0	
D21	24,000	48,000		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500	0	0	0	
D22	24,000	48,000		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500	0	0	0	
D23	24,000	48,000		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500	0	0	0	
D24	25,200	48,000		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700	1,200	700	200	
D25	25,200	48,000		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700	1,200	700	200	
D26	25,200	48,000		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700	1,200	700	200	
D27	25,200	48,000		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700	1,200	700	200	

■ きょうだいい区分第2子・月額

1号認定 負担 区分	利用料	横浜市教育局奨励補助金												
		補助額 年額 (a)	月額 換算 (a)/12*	特定教育・保育施設に移行する前の月額保育料**										
		22,000	22,500	23,000	23,500	24,000	24,500	25,000	25,500	25,600 ～				
A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B2	700	700	700	700	700	700	700	300	0	0	0	0	0	0
C	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,100	600	100	0	0	0	0	0
D1	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D2	2,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D3	3,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D4	3,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D5	4,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D6	5,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D7	6,700	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D8	6,700	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D9	8,100	1,500	1,000	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D10	8,100	1,500	1,000	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D11	8,100	1,500	1,000	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D12	9,300	2,700	2,200	1,700	1,200	700	200	0	0	0	0	0	0	0
D13	9,300	2,700	2,200	1,700	1,200	700	200	0	0	0	0	0	0	0
D14	10,900	1,700	1,200	700	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D15	10,900	1,700	1,200	700	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D16	10,900	1,700	1,200	700	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D17	11,500	2,300	1,800	1,300	800	300	0	0	0	0	0	0	0	0
D18	11,500	2,300	1,800	1,300	800	300	0	0	0	0	0	0	0	0
D19	11,500	2,300	1,800	1,300	800	300	0	0	0	0	0	0	0	0
D20	11,500	2,300	1,800	1,300	800	300	0	0	0	0	0	0	0	0
D21	12,000	2,800	2,300	1,800	1,300	800	300	0	0	0	0	0	0	0
D22	12,000	2,800	2,300	1,800	1,300	800	300	0	0	0	0	0	0	0
D23	12,000	2,800	2,300	1,800	1,300	800	300	0	0	0	0	0	0	0
D24	12,600	3,400	2,900	2,400	1,900	1,400	900	400	0	0	0	0	0	0
D25	12,600	3,400	2,900	2,400	1,900	1,400	900	400	0	0	0	0	0	0
D26	12,600	3,400	2,900	2,400	1,900	1,400	900	400	0	0	0	0	0	0
D27	12,600	3,400	2,900	2,400	1,900	1,400	900	400	0	0	0	0	0	0

- 「特定教育・保育施設に移行する前の月額保育料」とは、「移行前年度に支払っていた保育料」ではなく、「園が移行しなかった場合、当該年度に支払う予定だった保育料」です。学年により異なる保育料を設定していた園では、移行前年度に支払っていた保育料と異なる場合がありますのでご注意ください。
- 計算の結果、年間補助額が0円であることが明らかな場合は、申込書を提出する必要はありません。
- 補助額は横浜市が審査し決定しますので、申込みにあたって、年間補助額を計算・記入していただく必要はありません。

【移行する前の月額保育料が早見表にない場合】

①と②を比較して低い額で補助月額を決定します。

①【1号認定の負担区分に応じて表1に定める横浜市就園奨励補助金の月額換算】と【特定教育・保育施設に移行する前の月額保育料**】のいずれか低い方

②【1号認定の利用料】－（【特定教育・保育施設に移行する前の月額保育料**】－【①の結果】）
（計算結果がマイナスとなる場合は0とします）
（100円未満の端数があるときは切り捨てとします。）
（表1）

1号認定の負担区分	横浜市就園奨励補助金の月額換算	
	第1子	第2子
A	25,600	25,600
B 1、B 2	22,600	24,100
C	22,600	24,100
D 1～D 5	11,000	17,500
D 6～D 1 3	8,900	15,400
D 1 4～D 2 7	4,000	12,800

確認（利用定員）について

施設型給付費の支給を受けるためには、「認可」とは別に「確認」を受ける必要があります。「確認」を受けることによって、主に次のようなことが変わります。

- **保育料は、横浜市が定めた利用者負担額**となります。
(別途、特定負担額を園が設定することができます。)
- 保育料（利用者負担額）は、所得段階に応じた負担となります。
- 「認可定員」とは別に「**利用定員**」を定めます。
※利用者の受入れや給付単価は、「利用定員」に基づき、運用します。
- **認定こども園の保育を必要とする子ども（2号・3号認定）の入所は、横浜市が決定**します。

1 保育料

保育料は市が定めた利用者負担額となりますが、保育・教育の質の向上を図るために要する費用が必要な場合、**保護者への事前説明と書面による同意を得ることによって、特定負担額を利用者から徴収**することができます。

保育料（基本負担額）や特定負担額は、園則（運営規定）に記載する必要があります。

2 認可定員と利用定員

認可定員は、施設・設備や職員配置等に基づく定員、利用定員は、給付対象とする利用者の定員を表します。

認可定員と利用定員は原則一致させることが基本です。なお、実際の利用人数などによっては、認可定員の範囲内で利用定員を定める場合もあります。

3 定員設定区分

利用定員は、横浜市子ども・子育て会議の意見聴取や神奈川県との協議を踏まえ、下表のとおり設定します。

区分	設定のしかた	
1号	3～5歳をまとめて設定	
2号	年齢別に設定	
3号	教育・保育施設	年齢別に設定
	地域型保育事業	0歳及び1・2歳の2区分で設定

4 利用定員の運用について

利用定員は遵守する必要がありますが、すでに認可定員を超過している私立幼稚園については、定員適正化計画（数年かけて計画的に利用定員を減少させる計画のこと）を提出することで、施設型給付を受ける施設として確認を受けることができます。

認定こども園の場合は、2号認定及び3号認定の子どもの定員設定に当たっては、地域の保育・教育ニーズに見合った定員規模を市と協議のうえ、決定します。

5 個別相談会への参加について

29年4月から施設型給付施設への移行をお考えの園で、すでに幼稚園の認可定員を超過して受け入れている園及び認定こども園への移行をお考えの園は、必ず個別相談会にお越しください。

【個別相談会実施期間】

平成28年5月26日(木)～6月30日(木)

【問合せ先】

こども青少年局こども施設整備課

TEL : 671-2047

FAX : 663-1925

支給認定事務 (1号認定)について

横浜市こども青少年局
保育・教育運営課支給認定・利用調整担当

1 制度における手続きのポイント

→ 支給認定証の発行

利用者は、利用にあたって、教育を受けるための支給認定証を受ける必要があります。

横浜市は、利用者からの申請に基づき、支給認定証を発行します。

➔ 1号認定 (幼稚園、認定こども園(幼稚園部分))

<支給認定区分>

年齢	保育の必要性	支給認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	なし	1号認定 ＜教育標準時間＞	幼稚園、 認定こども園（幼稚園部分）
満3歳以上	あり	2号認定※2 ＜保育標準時間／ 保育短時間＞	保育所、 認定こども園（保育所部分）
満3歳未満	あり	3号認定※2 ＜保育標準時間／ 保育短時間＞	保育所、認定こども園（保育所部分） 家庭的保育事業、小規模保育事業、 事業所内保育事業など

<支給認定証(1号)イメージ>

平成27年〇月〇日

〒〇〇〇-〇〇〇〇
横浜市中区〇〇町〇-〇-〇

横浜 子一郎 様

〒〇〇〇-〇〇〇〇
横浜市中央区〇〇町1-1
〇区福祉保健センター
子育て家庭支援課
Tel: 〇〇〇〇-〇〇〇〇
Fax: 〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇区長 甲

子ども・子育て支援給付支給認定証

児童情報	認定証番号	123456789101		
	フリガナ	Saito Koujiro		
	氏名	横浜 子一郎		
保護者情報	生年月日	平成23年 4月 6日	性別	男
	フリガナ	Saito Koujiro		
	氏名	横浜 親太郎		
支給認定内容	生年月日	昭和58年 8月 9日	続柄	父
	居住地	〒231-0012 横浜市中央区相生町6丁目9999番地 マンションよこはま101		
	居住地	〒231-0012 横浜市中央区相生町7丁目9999番地 マンションよこはま102		
支給認定区分	1号			
認定有効期間	平成27年 4月 1日～平成30年 3月31日			

児童氏名

保護者氏名

住所

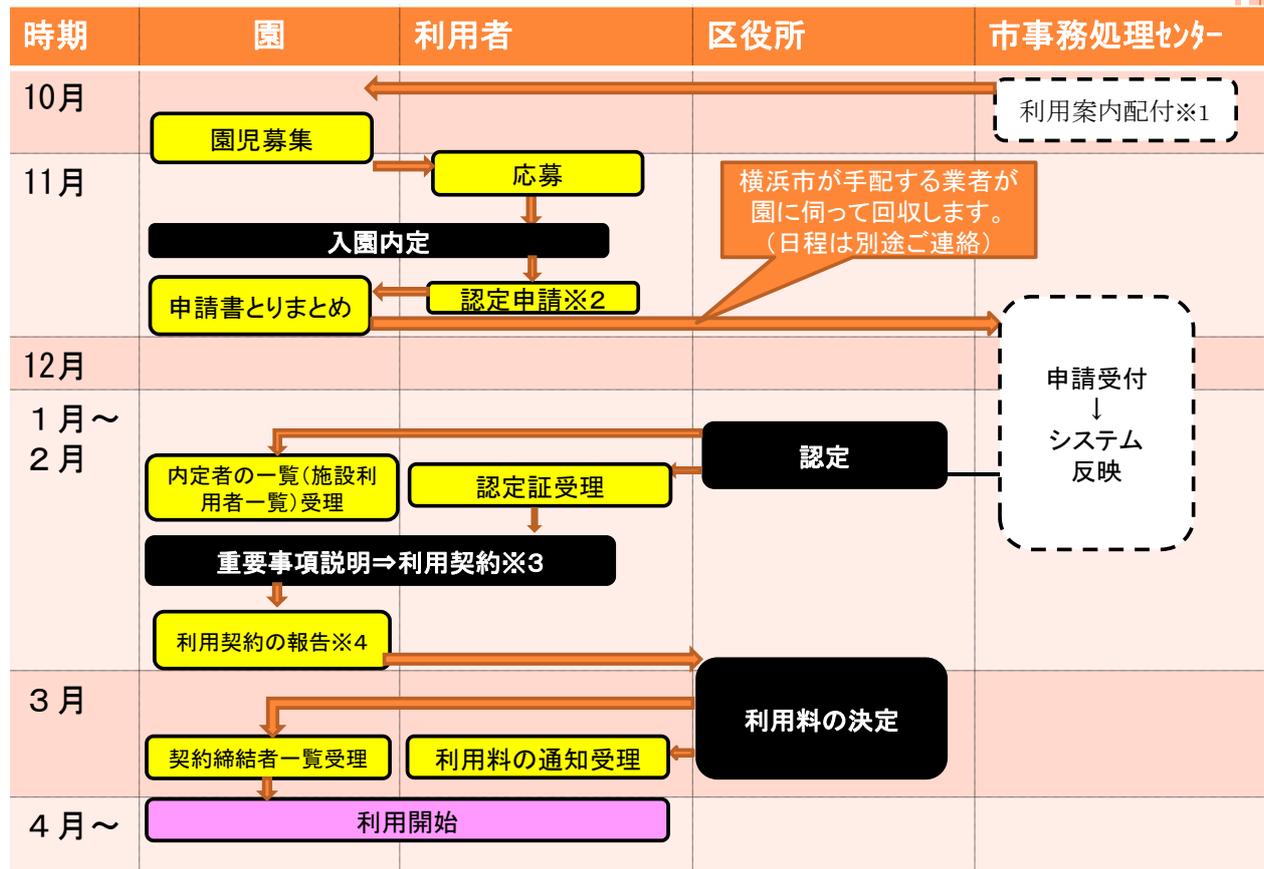
認定区分

認定有効期間

1. この証は、よく読んで大切に守ってください。
2. 支給認定証が変更された際には、この認定証を廃止する必要があります。
3. 認定有効期間を超過したときは、子ども・子育て支援給付制度の支給を受けられなくなります。
4. 認定有効期間を超過する前にお住まいの区の福祉保健センターへ、認定変更申請を行ってください。
5. この認定証事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、お住まいの区の福祉保健センターにその旨を届け出てください。
6. 認定有効期間内に、所在地を他の住所に移したときは、この証は廃止となります。
7. 所在地を移す場合は、事前に、お住まいの区の福祉保健センターにご連絡・ご相談ください。
また、認定有効期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、これまで居住していた区の福祉保健センターに認定変更申請してください。
8. この証を破損したり汚したり又は紛失したときは、お住まいの区の福祉保健センターに速やかに届け出て再交付を受けてください。
また、再交付を受けた後、紛失したこの証を廃止したときは、速やかにお住まいの区の福祉保健センターに届出してください。
9. 支給認定の資格がなくなったときは、速にお住まいの区の福祉保健センターに届け出てください。
10. 3～7に基づいて、お住まいの区と異なる区にある児童等を利用中の方については、児童等のある区の福祉保健センターに申請や届出を行ってください。

(FBD05FM10040)

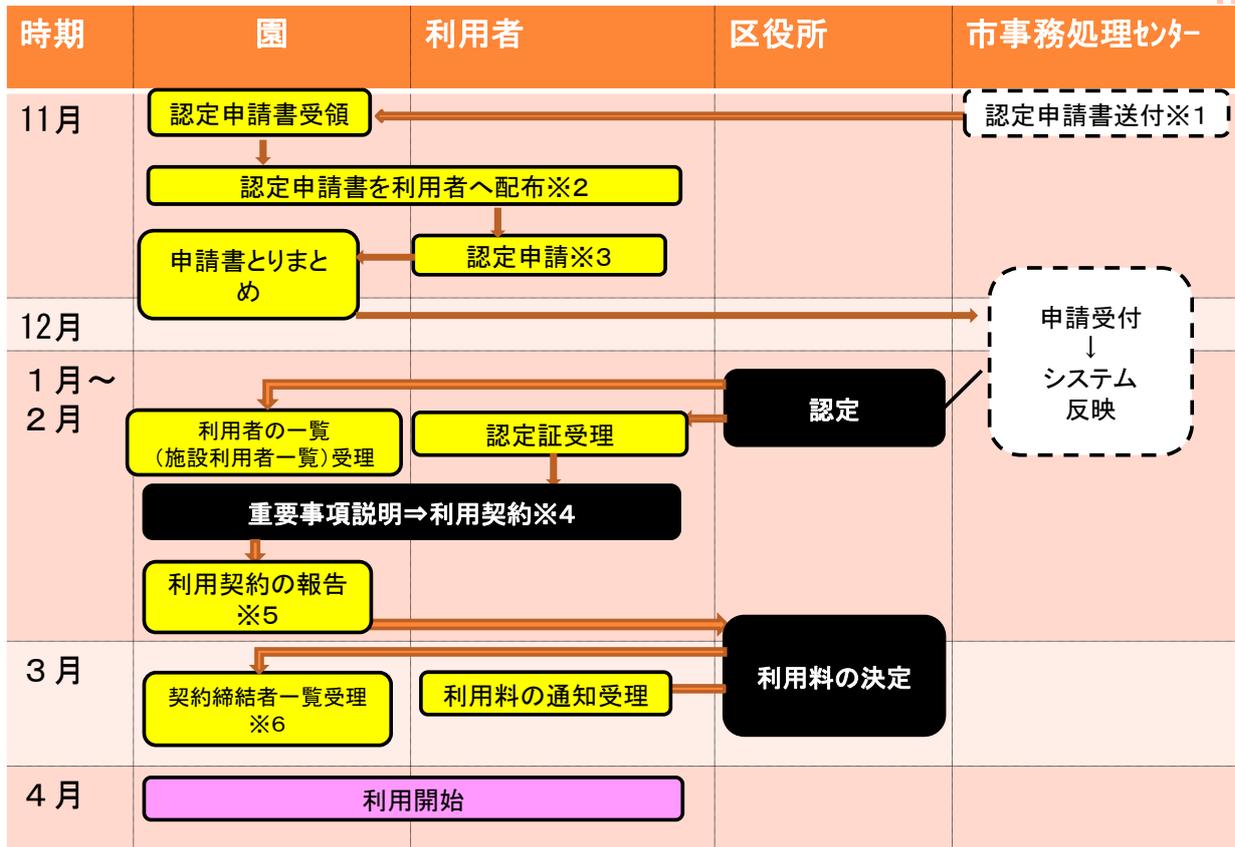
2 平成29年4月利用(新規)に関する日程について(予定)



【説明】

番号	項目	説明
※1	利用案内配付	申請書同封の利用案内を10月中旬までに新しく新制度に移行する園に送付します。利用案内は、各区役所にも配架する予定です。
※2	認定申請	「認定申請書兼利用施設届出書」を提出(利用者→園) ※申請書は利用案内に挟み込んでいます。
※3	利用契約	認定証の提示を受け、施設利用者一覧を確認の上、利用契約を締結します。
※4	利用契約の報告	施設利用者一覧を加除修正して契約者一覧を作成し、施設所在区役所こども家庭支援課に提出します。
※5	契約締結一覧受領	契約締結者一覧には、各利用者の利用料が記載されています。

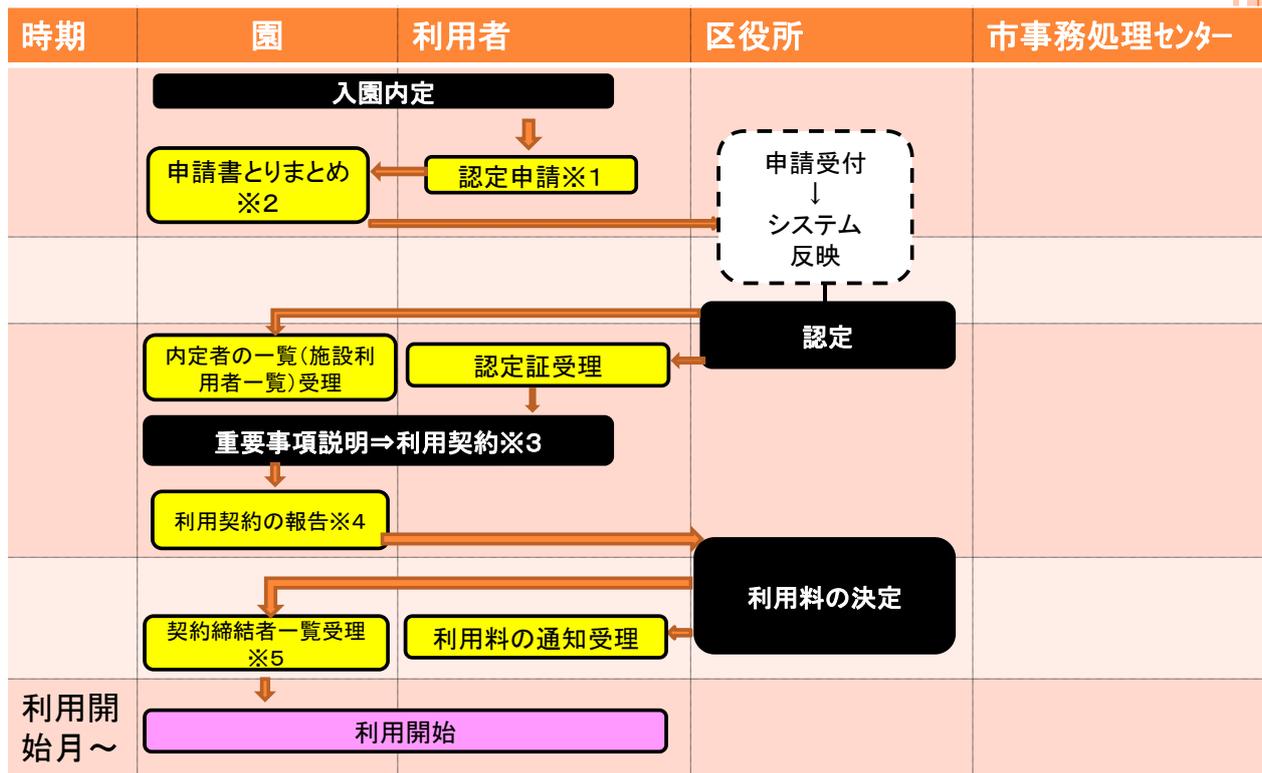
3 在園児の手続き



【説明】

番号	項目	説明
※1	認定申請書送付	認定申請書兼利用施設届出書を在籍児数分（卒園予定児除く）送付します。
※2	認定申請書を利用者へ配付	来年度以降引き続き利用する児童の保護者に申請書を配付してください。
※3	認定申請	認定申請書兼利用施設届出書を提出します。
※4	利用契約	認定証の提示を受け、施設利用者一覧を確認の上、利用契約を締結します。
※5	利用契約の報告	施設利用者一覧を加除修正して契約者一覧を作成し、施設所在区役所こども家庭支援課に提出します。
※6	契約締結者一覧受領	契約締結者一覧には、各利用者の利用料が記載されています。

4 毎月の新規申込手続き



※ 利用開始月に間に合うよう、お早目のお手続きが必要です。

【説明】

番号	項目	説明
※1	認定利用申請書提出	「認定申請書兼利用施設届出書」を提出します。
※2	申請書取りまとめ	園所在の区役所に「認定申請書兼利用施設届出書」を提出します。※集配業者による回収はございません。
※3	認定証確認、利用契約締結	認定証の提示を受け、施設利用者一覧を確認の上、利用契約を締結します。
※4	利用契約の報告	施設利用者一覧を加除修正して契約者一覧を作成し、施設所在区役所こども家庭支援課に提出します。
※5	契約締結一覧受領	契約締結者一覧には、各利用者の利用料が記載されています。

5 市外に居住する児童（市外児童）の場合

※スケジュールは、該当市町村にご確認ください。

1 居住市町村において認定を受ける必要があります。

内定した児童の認定申請書等を取りまとめていただき、横浜市（※1）にご提出いただければ、横浜市（※1）より、該当市町村に送付いたします。なお、個人情報になりますので、横浜市を經由して居住市に提出する旨保護者に了解を取っていただきますようお願いいたします。

※1 横浜市を通じて該当市町村に送付する場合、「平成28年4月新規申込み」及び「在籍児」の申請書については、横浜市事務処理センターに（区役所経由可）、毎月の新規申込みについては、区役所に提出してください。

2 申請書は市町村により異なります。

横浜市外の児童が在籍している場合は、事前に園より該当市から取り寄せてご用意いただくか、居住市に問い合わせるよう保護者にご案内ください。

3 園と利用者間で契約締結します。

※ 認定証の提示を受け、写しをもらってください。

4 認定証の写しを横浜市に送付します。

※ こども青少年局保育・教育運営課給付担当（中区港町1-1）に提出してください。

5 該当市町村より、利用料のお知らせ等が届きます。

6 応諾義務

保護者から正式の利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないとされています。

正当な理由

- ①定員に空きがない場合
 - ②定員を上回る利用の申込みがあった場合
 - ③その他特別な事情がある場合
- を基本とします。

◎特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

<支給認定・利用調整に関するお問い合わせ>

こども青少年局保育・教育運営課支給認定・利用調整担当

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-3990



地域型保育事業（小規模・事業所内・家庭的）連携施設設定について

- 地域型保育事業は、19名以下の少人数の単位で、0歳～2歳のこどもを預かる保育事業です。
- そのため、3歳児以降も継続して保育・教育が受けられるよう「幼稚園・認定こども園」において、児童の受け入れや保育内容の支援等の連携施設のご協力をお願いします。
- 地域型保育事業と連携施設の設定（一定の条件あり）をすると、「連携施設受託促進加算」の助成が受けられます。

1 地域型保育事業について

子ども子育て新制度において、「幼稚園・認定こども園・保育所」のほかに新たに市町村の認可事業として、19人以下の少人数の単位で、0歳～2歳のこどもを預かる事業として、「地域型保育事業」が新設されました。地域型保育事業は「家庭的保育事業」「小規模保育事業」「事業所内保育事業」「居宅訪問型保育事業」の4つに分類されます。

引用資料：子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK(平成27年10月改訂版)

【従来】



小学校以降の教育の基礎をつくるための
幼児期の教育を行う学校



幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、
地域の子育て支援も行う施設



就労などのため家庭で保育のできない
保護者に代わって保育する施設

【新たな認可事業】

<地域型保育事業の分類(抜粋版)>

NEW

地域型保育
0～2さい



保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、
0～2歳の子どもを保育する事業

事業	家庭的保育事業	小規模保育事業	事業所内保育事業
形態	家庭的な雰囲気の下で少人数を対象にきめ細やかな保育を実施	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細やかな保育を実施	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒にした保育を実施
定員	5人以下	6人～19人以下	数人～数十人
場所	家庭的保育者の居宅など	ビルの一室など、多様なスペース	事業所等様々なスペース

このほかに「居宅訪問型事業」（保護者の自宅で1対1の保育を実施）があります。

2 連携施設設定の目的

新制度で創設された地域型保育事業は、0～2歳児が対象であり、かつ19人以下の定員構成で認可保育所等と比べ小規模です。3歳児以降（1号及び2号認定）の「卒園後の進級先の確保」や、保育従事者等が2人から5人程度と少人数となり施設面積も小規模となるため「保育内容の支援」が求められています。そのため利用児童に対する継続的な保育・教育の提供のため連携施設の設定が必要となります。

3 連携施設の基準及び連携内容

(1) 連携施設設定基準

「横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例」（以下「基準条例」という。）第6条では、「保育内容の支援」「卒園後の進級先の確保」等を行うことが可能であり、地域型保育事業と比べ比較的大きな施設である保育所、幼稚園及び認定こども園を連携施設として設定することとしています。

利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。（基準条例第6条抜粋）

(2) 連携内容は大きく3つに分かれています。

ア 保育内容の支援

利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。（基準条例第6条（1））

- ① 集団保育を体験させるための機会の設定
例：「園庭での合同保育」、「合同での行事」、「園庭の開放」、等
- ② 保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言
- ③ その他の保育の内容に関する支援
例：「嘱託医による合同の健康診断」、「合同での職員研修」等



イ 卒園後の進級先の確保＜平成31年度末までの経過措置期間中＞

当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあたっては、第43条のその他乳幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。（基準条例第6条（3））

*連携施設は一つの地域型保育事業において複数設定することも可能です。



ウ 代替保育の提供

必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。（基準条例第6条（2））

*法人等で、円滑に法人内での対応ができる場合や、十分な保育士数を確保しておりその中で対応できる場合等においては、必ずしも設定する必要はありません。



4 連携を設定することによるメリット

◎保育者同士の交流

保育者同士の相談や効果的な研修機会の設定ができます。

2歳児のからの児童の受入をしている施設であれば同じ年齢における保育・幼児教育についての相談等よりしやすい環境となります。

◎継続的な園児の確保

連携元の卒園児を受け入れることで、継続的に園児数が確保できる安定した運営ができます。

◎地域の児童・保護者の期待に応える地域貢献

共働き世帯が増加する中で、乳児期から幼児期に向けて交流のある園に通園できることは児童や保護者の安心につながります。

一定の条件を満たす場合に、本市独自助成「**連携施設受諾促進加算**」が受けられます。連携に係る人件費や事務費としてお使いいただけます。

助成額(月額)	*条件等は「参考資料 連携施設受諾促進加算の諸条件について」参照。
幼稚園	A区分 85,000円、B区分 57,400円
認定こども園	A区分 229,000円、B区分 85,000円、C区分 57,400円

*連携先のみが対象です。複数施設と連携している場合にも金額は変わりません。

5 連携設定にあたっての注意事項

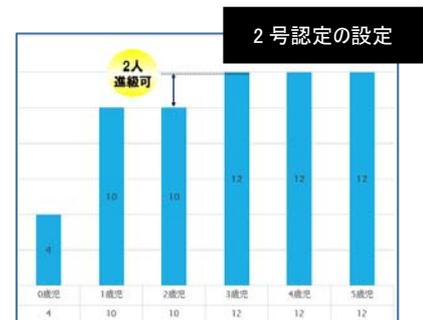
(1)「卒園後の進級先」の人数

幼稚園

既存施設の定員数、幼稚園の設置基準及び職員配置等を踏まえ、幼稚園が受入可能と申し出のあった人数で設定します。

認定こども園

1号認定、2号認定の認可定員を区分して確認します。1号認定は、幼稚園の連携枠の考え方と同じです。2号認定については、**2歳児と3歳児の利用定員枠の差**となります。



(2)設定については、連携元:連携先=1:1、1:複数、複数:1いずれも可能です。その場合は **1事業所(地域型保育事業所)**ごとに覚書を締結します。

6 お問い合わせ先

内容	部署	電話番号
地域の地域型保育事業に関する施設情報	各区こども家庭支援課	-
地域の地域型保育事業と連携設定について		
地域型保育事業の制度について	こども青少年局 こども施設整備課	045-671-2398
連携施設受諾促進加算(給付対象施設)について	こども青少年局 保育・教育運営課	045-671-3564 045-671-4466
横浜市私立幼稚園等預かり保育事業、 連携施設受諾促進加算(私学助成園)について	こども青少年局 子育て支援課	045-671-2084

【参考資料】連携施設受諾促進加算の諸条件について

連携先	月額助成単価		支給条件
幼稚園	A区分	85,000 円	<p>支給条件</p> <p>条件ア 横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(通常型・平日型)を実施している。 条件イ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。 条件ウ 保育内容の支援について、以下の項目を全て実施している。 ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行う等、必要な支援を行う。 ・施設の状況に応じ、連携施設に対して、施設や園庭を開放する。 ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。</p> <p>単価</p> <p>条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合 A区分 85,000 円 条件② ア、イともに該当する場合 B区分 57,400 円 * 複数施設と連携している場合も幼稚園1園あたりの助成額は同じです。</p>
	B区分	57,400 円	
認定こども園	A区分	229,500 円	<p>支給条件</p> <p>条件ア 連携施設児童の卒園後の受け入れ枠を設定している。 条件イ 保育内容の支援を行っている。(以下のうち3項目以上該当する) ・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている。 ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど必要な支援を行う。 ・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。 ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。 ・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して必要な支援を行う。 ・連携施設との合同研修・職員交流を実施する。 ・連携施設への給食の提供を実施している。</p> <p>条件ウ 3号認定の保育を実施している。</p> <p>単価</p> <p>条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合 A区分 229,500 円 条件② ア、イ両方に該当する場合 B区分 85,000 円 条件③ アのみに該当する場合 C区分 57,400 円 * 複数施設と連携している場合も認定こども園1園あたりの助成額は同じです。</p>
	B区分	85,000 円	
	C区分	57,400 円	

【参考資料】覚書の作成例（ひな形）

連携に関する覚書	【記入時の注意事項】
<p>〇〇法人〇〇（以下「甲」という。）と●●法人●●（以下「乙」という。）は、甲が運営する〇〇園及び乙が運営する小規模保育事業●●園との間における連携施設の設定について次のとおり覚書を締結するものとする。</p> <p>（目的） 第1条 この覚書は、甲と乙がそれぞれ運営する第2条で示す施設間において横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第6条における連携内容について定めることを目的とする。</p> <p>（対象となる施設及び事業の概要） 第2条 対象となる施設及び事業は以下のとおりとする。 甲の運営する施設（以下「甲施設」という。） 1 名称 〇〇園 2 物件所在地 3 施設類型 乙の運営する事業（以下「乙事業」という。） 1 名称 小規模保育事業●●園 2 物件所在地 3 事業類型</p> <p>（保育内容の支援） 第3条 甲施設は、乙事業の児童に対して、定期的に施設や屋外遊戯場を開放するものとする。 2 甲施設は、乙事業の児童に対して、集団保育を通じた児童同士の関係作りの一環として甲施設の児童との合同保育（運動会やお遊戯会等の行事）を実施することとする。 3 甲施設は、乙事業の保育に関して適切な助言を行うなど、必要な支援を行う。 4 甲施設は、乙事業の児童の健康診断や健康管理に関し、必要な支援を行う。 （代替保育の提供） 第4条 甲施設は、乙事業の職員が病気や研修受講等により保育を提供できない場合には、必要に応じて代替保育を提供する。 2 乙事業は、甲施設に対して、乙事業へ代替要員の派遣を依頼する場合には、代替要員1人につき●●, ●●●円(1日あたり)を支払うものとする。 3 乙事業は、甲施設に対して、乙事業の児童を甲施設で保育することを依頼する場合には、児童1人につき●, ●●●円(1日あたり)を支払うものとする。 （卒園後の受け入れ） 第5条 甲施設は、乙事業の卒園児が就学前まで利用できる枠を●名以上確保する。 2 甲施設は毎年4月末までに前項で定めた人数もしくはそれ以上の入所可能人数を乙事業へ報告する。 3 乙事業は毎年〇月末までに甲施設への入園を希望する者の数を調査し、報告する。 4 甲施設は、前項の報告により翌年度4月から受け入れする児童の数を確定し、その後の受入数の変更は、原則として行わないものとする。ただし、乙事業から報告を受けた以上に、甲施設が受け入れ可能と判断した場合は、この限りではない。 （食事の提供） 第6条 甲施設は、次の各号に配慮し、乙事業の児童に対し食事を提供する。 (1) 児童の年齢、発達の段階、健康状態に応じた内容の食事とし、提供する前月●●日までに食事の献立表（アレルギー等に対応するため、主な食材を記載したもの）を乙事業に提出する。 (2) アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、除去食の内容（卵、牛乳除去等）を表示した専用の容器で搬入する。 2 乙事業は、食事を加熱、保存等の調理機能を有する設備を備え、甲施設から搬入された食事を適切に処理したうえで、乙事業の責任で児童に食事を提供する。</p>	<p>①事業種別（社会福祉法人、学校法人、株式会社等の別）と施設名称を明確に記入します。</p> <p>②第2条：対象事業と施設名称を明確に記入します。 「名称」 〇〇保育園 「施設類型」 甲の認可保育所、幼稚園、認定こども園の別 「事業類型」 乙の小規模保育事業A型、B型、C型の別</p> <p>第3条から第8条の詳細内容については両者協議の上決定してください。</p> <p>③連携先と連携元を明確にします。どちらの事業者がどちらの事業者に対して行うものかをわかりやすく記入してください。</p> <p>④第3条：「保育内容の支援」については必ず記入します。</p> <p>⑤第4条「代替保育の提供」、第5条「卒園後の受け入れ」については設定されていれば記入します。</p> <p>⑥第4条：金額は両者協議の上、必要があれば設定してください。金額を設定しないことも可能です。</p> <p>⑦第5条：卒園後の受入枠は最低人数を記入します。年度ごとに設定人数以上の人数を受け入れることは可能です。ただし、設定人数を下回る可能性のあるような表現は記入しないでください。（優先入所枠確保のため） 不適切な例：「原則3人以上確保する。ただし、毎年の在園児の入所状況により変更することがある。」</p> <p>⑧第5条：認定こども園は1号認定と2号認定の人数を分け</p>

<p>3 乙事業は、アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、次の各号により、児童に食事を提供する。</p> <p>(1)第1項の献立表を確認し、アレルギー等への配慮が必要な食材の有無を前月末までに甲施設へ連絡する。</p> <p>(2)アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、食事の搬入時に、第1項の献立表等により除去食の内容を確認する。</p> <p>4 乙事業が甲施設に依頼する食事数量の連絡や代金精算の方法は、別途、定める。 (事故への対応)</p> <p>第7条 交流事業における甲施設及び乙事業の利用児童の事故等に関しては、原則として利用児童が在籍する施設において責任を負う。</p> <p>2 利用児童が甲乙の施設を移動する際には、利用児童が在籍する施設において十分に監督できる職員を配置するとともに、移動中の事故等に関しては、原則として利用児童が在籍する施設において責任を負う。 (連携に係る経費の負担)</p> <p>第8条 乙事業は甲施設に対して、連携施設経費として月額●●●●●円を負担する。</p> <p>2 甲施設は乙事業に対して、連携をおこなった月の翌月以降に請求書を交付し、連携施設経費を請求することができる。</p> <p>3 乙事業は甲施設からの請求書を受領してから15日以内に遅滞なく支払うこととする。 (効力の期間)</p> <p>第9条 この覚書の効力は、平成●年●月●日より●年間する。ただし、甲乙いずれかの都合により本協定を変更又は解除する場合は、●か月前まで相手方に申し出なければならない。なお、期間中に申し出がない場合、この協定は以後●年間自動的に継続されるものとする。 (信義誠実の原則)</p> <p>第10条 甲と乙は、この覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。ただし、この覚書の項目を履行しないために相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として相手方に支払わなければならない。 (疑義の決定)</p> <p>第11条 この覚書に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。</p> <p>この覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。 平成 年 月 日</p> <p>甲 横浜市△△区△△町■丁目■番■号 ○○法人○○ 理事長 ○○ ○○ 印</p> <p>乙 横浜市△△区△△町■丁目■番■号 ●●●●法人●●●● 代表取締役 ●● ●● 印</p>	<p>て記入します。</p> <p>⑨第6条:「食事の提供(搬入)」については、同一法人のみ可能です。</p> <p>⑩第8条:金額は両者協議の上、必要があれば設定してください。金額を設定しないことも可能です。</p> <p>⑪第9条:期間を明記します。</p>
---	---

各区役所子ども家庭支援課の連絡先(平成28年5月現在)

区名	担当	電話番号	FAX 番号
鶴見区	佐伯	510-1816	510-1887
神奈川区	井上	411-7157	321-8820
西区	濱井	320-8473	322-9875
中区	鈴木	224-8189	224-8159
南区	蛭田	341-1149	341-1145
港南区	高橋	847-8502	842-0813
保土ヶ谷区	小川	334-6397	333-6309
旭区	相原	954-6173	951-4683
磯子区	佐藤	750-2435	750-2540
金沢区	中林	788-7786	788-7794
港北区	澤野	540-2337	540-2426
緑区	眞子	930-2331	930-2435
青葉区	渡辺	978-2428	978-2422
都筑区	小川	948-2466	948-2309
戸塚区	入江	866-8421	866-8473
栄区	高橋	894-8463	894-8406
泉区	柘植	800-2413	800-2513
瀬谷区	富岡	367-5782	367-2943

【受付時間:月～金(祝日除く)午前8時45分～午後5時15分】

(区役所窓口開庁時間は午前8時45分から午後5時00分)

連携施設として確保した進級先に 地域型保育事業の卒園児が進級する仕組みについて

- どの児童をどの進級先へ進級させるか。また、その決定者は誰か。
→ 幼稚園、認定こども園（教育利用）・・・幼稚園・認定こども園代表者
保育所等・・・横浜市各区福祉保健センター長
- 選考基準
→ 幼稚園、認定こども園（教育利用）・・・幼稚園・認定こども園の選考基準
保育所等・・・横浜市利用調整基準
- いつまでに決定するのか。
→ 平成 29 年 4 月の入園・利用に向けた選考前に決定

1 連携施設について

地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠））は、連携施設を確保する必要があります。

連携施設は、①保育内容の支援、②必要に応じた代替保育の提供、③卒園児の進級先の確保の3点を担います。

ただし、③卒園児の進級先の確保については、経過措置を設けており、平成31年度までに体制を整備することとしています。

2 連携先への進級に当たり進級先が確保できない場合

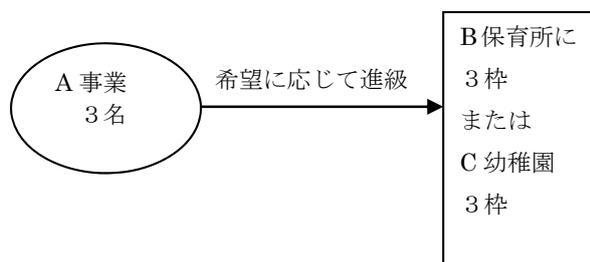
上記③卒園児の進級先の確保について、卒園児を連携先へ進級させる際、すべての保護者の希望に応じた連携枠を確保できない場合があります。

その場合、

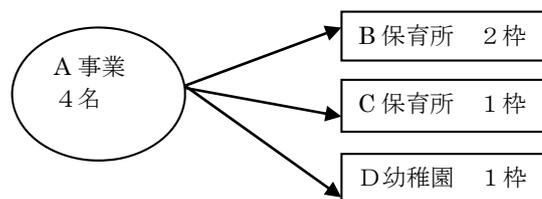
- | | | |
|---|---|-------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) どの児童をどの進級先へ進級させるか (2) 上記(1)の決定者は誰か (3) 具体的な運用について | } | これらの仕組みについて説明します。 |
|---|---|-------------------|

■具体的なケース

例1) A事業の進級希望者3名が、連携先のB保育所に3枠またはC幼稚園に3枠の場合

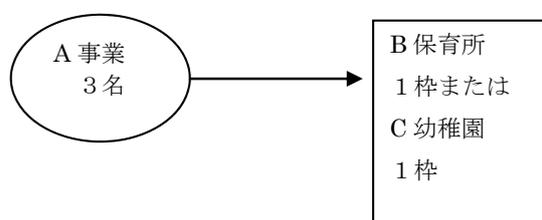


例2) A事業の進級希望者4名が、連携先のB保育所に2枠、C保育所、D幼稚園に1枠ある場合



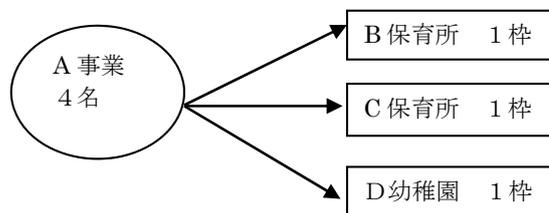
【進級先を調整することが必要】
どの児童がどの園に進級するか

例3) A事業の進級希望者3名が、連携先のB保育所に1枠またはC幼稚園に1枠の場合



【進級先を調整することが必要】
どの児童が進級するか

例4) A事業の進級希望者4名が、連携先のB保育所、C保育所、D幼稚園にそれぞれ1枠ある場合



【進級先を調整することが必要】
どの児童がどの園に進級するか

3 仕組み

(1) 決定者

幼稚園、認定こども園（教育利用）・・・幼稚園・認定こども園代表者とします。
保育所等・・・横浜市各区福祉保健センター長とします。

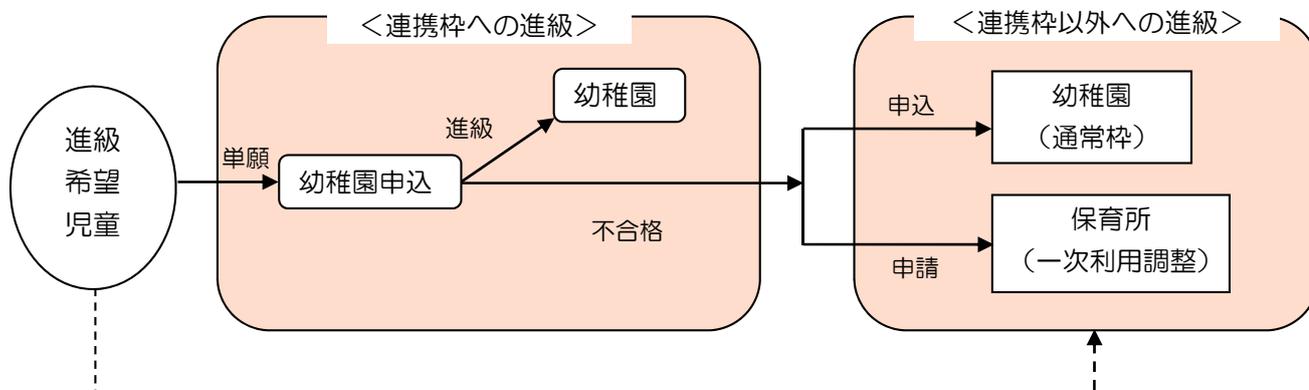
(2) 選考基準について

幼稚園、認定こども園（教育利用）・・・幼稚園・認定こども園の選考基準
保育所等・・・横浜市利用調整基準

4 決定の流れについて

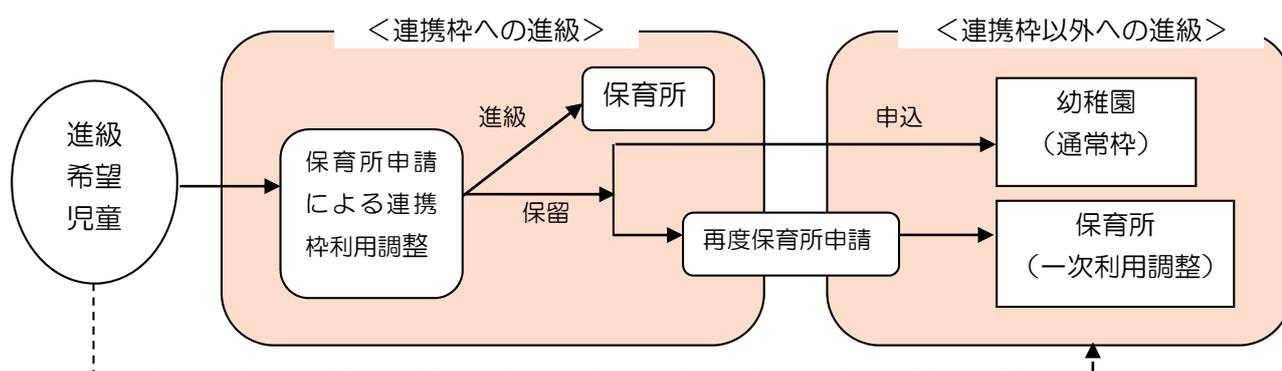
- ※1 本項以降、図の「幼稚園」には「認定こども園（教育利用）」を、「保育所」には「認定こども園（保育利用）」をそれぞれ含みます。
- ※2 本項以降の「区役所」は、園の所在区の区役所こども家庭支援課を指します。
- ※3 図の点線矢印は、連携施設を希望されない方の動きを示します。

(1) 幼稚園に連携枠を持つ場合



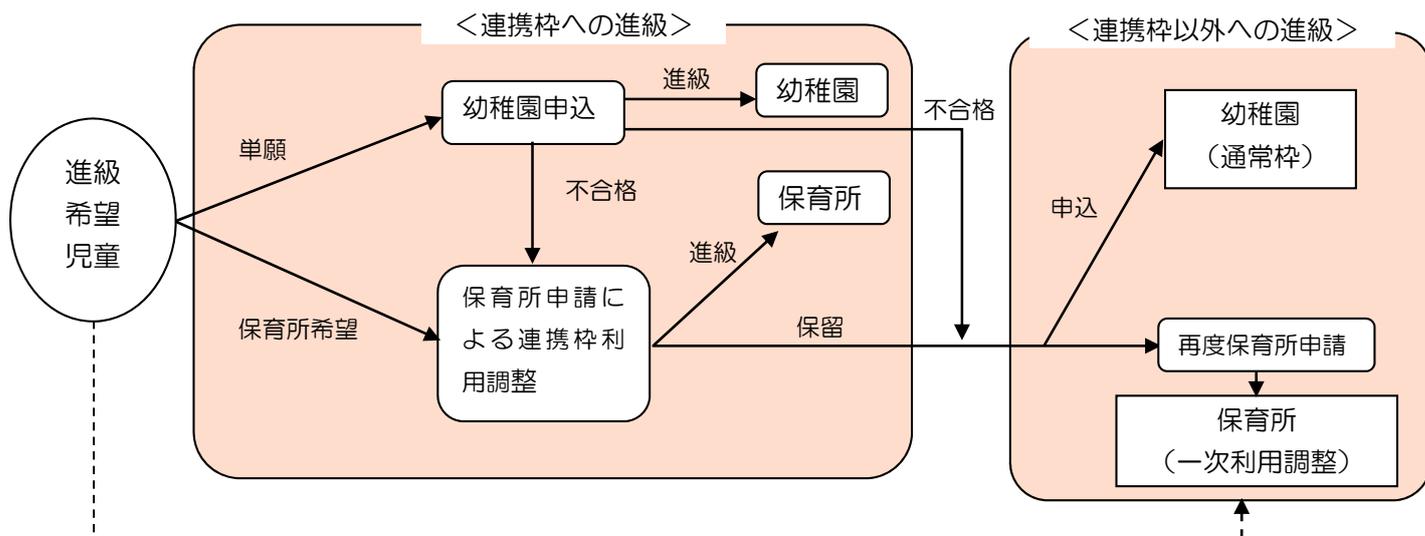
- ①保護者は、幼稚園（連携枠）へ申し込みます。
幼稚園への申込は単願とします。
 - ②幼稚園が連携枠の利用者を選考します。
 - ③幼稚園（連携枠）に決まった場合は、決定となります。
幼稚園（連携枠）に不合格となった場合は、幼稚園（通常枠）または保育所（一次利用調整）への希望を選択します。
- ※ 連携先の代表者（幼稚園）は、決定者を区役所に報告をします。
- ※ 連携枠の利用を希望しない又は幼稚園（連携枠）に不合格になった方が保育所（一次利用調整）を申請する場合は保護者ご自身で申し込みます。

(2) 保育所に連携枠を持つ場合



- ①保護者は、保育所（連携枠）への利用申請を行います。園経由で区役所に申請書類を提出します。
 - ②区役所は保育所（連携枠）の利用調整を行います。
 - ③利用調整の結果、保育所に決まった場合は、以降の利用調整は行なわれず、進級となります。
保留となった場合は、保護者は、幼稚園（通常枠）または保育所（一次利用調整）への希望を選択します。一次利用調整を申請する場合には、再度申請が必要です。
- ※ 連携枠の利用を希望しない方が、保育所（一次利用調整）を申請する場合は、保護者ご自身で申請します。

(3) 幼稚園と保育所両方に連携枠を持つ場合



- ①保護者は、幼稚園（連携枠）への進級を希望するか選択します。
幼稚園への申請は単願とします。
- ②幼稚園が連携枠の利用者を選考します。
- ③幼稚園（連携枠）に決まった場合は、以降の利用調整は行われず、決定となります。
幼稚園（連携枠）に不合格となった場合は、保育所（連携枠）または幼稚園（通常枠）または保育所（一次利用調整）への希望を選択します。
※ 連携先の代表者（幼稚園）は、決定者を区役所に報告をします。
- ④区役所は保育所（連携枠）の利用調整を行います。
利用調整の結果、保育所に決まった場合は、以降の利用調整は行われず、進級となります。
保留となった場合は、保護者は、幼稚園（通常枠）または保育所（一次利用調整）への希望を選択します。

(1) ~ (3) の場合において、保育所（一次利用調整）の対象となった場合は、横浜市支給認定及び利用調整基準において、1ランク引き上げ・調整指数+5での利用調整となります。

5 対象児童

- (1) 対象施設・事業として、地域型保育事業を利用して当該年度末に卒園となる児童
- (2) 在籍基準日：9月30日
在籍基準日に在籍した児童のみを対象とします。在籍基準日の前日に退所した児童や、在籍基準日の翌日に新規で入所した児童は対象となりません。また、翌年3月31日まで退所しないことが条件です。
- (3) 市外児童を含みます。
- (4) 平成29年4月1日以降、育児休業で利用する児童も含みます。
産前産後休暇・育児休業取得前の直近6か月の就労実績で利用調整を行います。
※ 4月からも引き続き育児休業を要件とする保育を受けられます。
※ 3歳未満の児童が育児休業を要件とする保育を希望する際の条件となっている「保育所に4か月以上通っていること」について、4か月の算定に、地域型保育事業の利用期間を加えます。

6 対象にならない児童

- (1) 在籍基準日の前日までに退所した児童、又は、翌日以降に利用を開始した児童
- (2) 在籍基準日以降において、翌年3月31日までに退所する児童
- (3) 在籍基準日に一時保育として利用している児童

※ 在籍基準日前において、連携枠への進級を希望しないことを確認した児童や、在籍基準日以降に入所した児童については、連携枠への進級ができません。翌年度以降も保育が必要な場合には、保護者ご自身が居住区へ利用申請し、利用調整が必要となります。連携先への進級ができないことを書面等によって契約時等にご確認いただくようお願いします。

7 辞退の場合

(1) 内定辞退（2号の場合は、連携枠の利用調整期間の開始後も同様）

① 内定辞退者の取扱い

原則として内定辞退は認められません。

連携枠の内定を辞退した方が保育所の利用申請を行う場合は、通常の一次利用調整の辞退者と同様、原則5月1日以降の利用となります。

なお、幼稚園・認定こども園（教育利用）の通常枠の申込については、幼稚園・認定こども園代表者の判断によります。

② 連携枠の取扱い

(ア) 2号部分について

一次利用調整期間の前に辞退者が出た場合、空いた連携枠については、当該連携枠の利用調整における保留者の中で、最も優先順位の高い児童を繰り上げて利用調整します。その児童が他の連携枠に決定している場合は、当該連携枠の利用調整における保留者の中で、最も優先順位の高い児童を繰り上げます（以下、同様に繰り返します）。

最終的に空いた連携枠については、次の利用調整の受入枠とします。連携枠の保留者がいたとしても、その連携枠への申請が出てない場合は、そもそも希望がないことが解されることから、その連携枠を紹介することはせず、次の利用調整の受入枠として運用します。

一次利用調整期間の開始後に辞退者が出た場合については、繰り上げによる利用調整は行いません。次の利用調整の受入枠として運用します。

(イ) 1号部分については、幼稚園・認定こども園代表者の判断によります。

(2) 内定前の辞退

連携枠への進級を辞退した場合は、一次利用調整や幼稚園（通常枠）に申請できますが、再度、連携枠への申請はできません。

※ 地域型保育事業者で希望申請や利用申請を取りまとめた後については、決定前・後に関わらず、保護者が連携枠への進級を辞退した場合は、文書により辞退の確認をしますので、区役所に連絡するよう保護者にお伝えいただくようお願いします。

(参考) 27 年度スケジュール

8月28日 事業者説明会

9月4日～14日 意向調査

9月下旬 意向調査に基づき連携枠を決定し、2号の枠については一次利用調整にかける受け入れ枠数を決定します。

9月下旬 幼稚園の連携枠の申請受付

10月10日まで 幼稚園の連携枠の選考結果通知

10月10日～10月20日 保育所等の連携枠利用申請受付

11月中旬 保育所等連携枠利用調整結果発送

11月下旬 連携枠保留者の一次利用申請

指導監査の実施方法について

指導監査には、認可制度に基づく指導監査（「施設監査」）と確認制度に基づく指導監査（「確認監査」）があります。

施設の類型により実施手法や実施主体が異なります。

幼保連携型認定こども園：施設監査＋確認監査（市、同時に実地で実施）

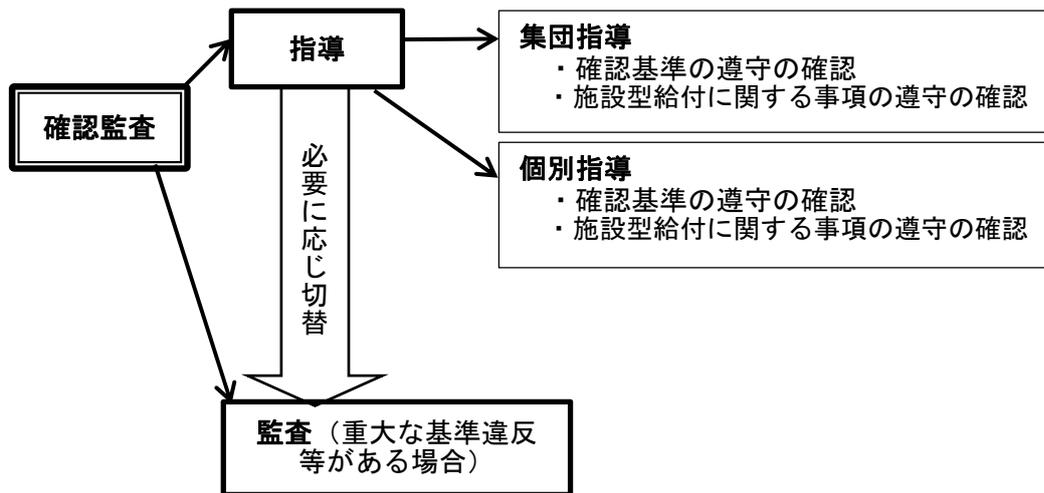
幼稚園型認定こども園：施設監査（県）、確認監査（市）

施設型給付を受ける幼稚園：施設監査（県）、確認監査（市）※個別指導が幼稚園型と異なる

1 確認監査について

(1) 概要

平成 27 年 12 月に新たな国の通知が発出され、平成 28 年度から新たに実施する予定の監査です（一部名称等は未確定のものがあります）。



「指導」は定期的実施（例外あり）し、「監査」は必要が生じた時に随時行います。

(2) 実施の仕方

ア 集団指導：毎年度行う施設説明会で確認基準や給付に関する説明等を行います。

イ 個別指導

確認基準に関する事項：定期的に園で行うほか、書類検査を行います。

給付に関する事項：給付費の請求に関する審査の中での確認をもって代えます。

ウ 監査：原則として立入調査の形で実施します。

2 平成 28 年度の指導監査（類型別）の概要

(1) 「幼保連携型認定こども園」

市が認可権限を持つ「幼保連携型認定こども園」については、原則年 1 回、前年度の監査結果等から特に問題がないと認められる場合は 2 年に 1 回、実地において監査を行い、施設監査と確認監査を同時に実施します。実地監査の対象外となった園についても、自己点検資料を提出していただき、書類検査を行います。

(2)「幼稚園型認定こども園」

ア 「施設監査」は、認可権限を持つ県が一定の周期（4年に1回など）で行います。

イ 「確認監査」は、確認権限を持つ市が行います。

a 集団指導

施設向けの説明会を原則年1回開催します。

b 個別指導（確認基準）

移行初年度及び、原則4年に1回実地において実施し、個別指導の無い年度は書類検査を行います。

c 個別指導（施設型給付費に関する事項）

給付費の請求に関する書類審査等により行います。

【注意】abc いずれの場合においても、重大な基準違反等があった場合は随時調査等を行い、「監査」に移行する場合があります。

(3)「施設型給付を受ける幼稚園」

原則として幼稚園型認定こども園と同様です。確認監査の個別指導（確認基準）は当面の間、**移行初年度及び、原則4年に1回、書類検査を行います。**

3 外部監査を受けた場合の会計監査の取扱（共通）

施設の運営に係る会計について外部監査（公認会計士又は監査法人）を受け、軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、外部監査報告書の写し等を提出していただくことで、認可権者の会計監査の対象外となります（確認権者にも写しの提出は必要です）。

【問合せ先】

こども青少年局 監査課

T E L 045-671-4283

F A X 045-663-6611

新制度への移行に関する意向調査の実施について

【主旨】

- 意向調査について、ご協力をお願いします。（締切 6月30日）
- 今回実施する意向調査の結果については、横浜市子ども・子育て支援事業計画における確保方策の見直しや来年度予算編成にあたっての基礎資料として活用します。併せて、平成29年4月に向けた意向については、利用者へ提供する情報として取りまとめます。

<対象園>

- 認定こども園（幼稚園型）
- 幼稚園（給付対象）
- 幼稚園（私学助成）

<意向調査の実施>

1 実施方法

- ・「意向調査書」にご記入いただき、ご提出いただきます。
- ・調査書は、近日中に各園に郵送いたします。

2 提出方法

- ・郵送（返送用封筒を同封）にてご提出ください。

3 回答期日

- ・平成28年6月30日（木）【必着】

4 その他

- ・今後の参考とさせていただくため、平成29年度に移行予定のない園又は移行しない園におかれましても、平成29年度以降の移行予定等をご回答いただきたく御協力をお願いします。

平成28年度子ども・子育て支援新制度に関する意向調査書(案)

横浜市 こども青少年局長 宛

子ども・子育て支援新制度への移行等について、現時点での平成29年4月に向けた意向は以下のとおりである旨、付票を添えて提出します。

提出者	園名	
	設置場所	郵便番号()
	法人名称 (個人立の場合は無記入)	
	法人所在地 (個人立の場合は設置者住所)	郵便番号()
	法人代表者 職・氏名 (個人立の場合は設置者氏名)	Ⓜ
	事務担当者氏名	
	連絡先電話番号	

※H28.4時点及びH29.4時点(予定)での施設類型について、それぞれ□にチェックをお願いします。	【平成28年4月】時点での施設類型	【平成29年4月】時点での施設類型(予定)					別添「付票」の回答箇所				
	<input type="checkbox"/> 幼稚園型認定こども園	<input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園	問1-① (H29.4に移行する場合のみ回答)	問2-①	(問2-②)	問3① (全園)	問4① ("市型の預かり保育"実施園のみ)				
	<input type="checkbox"/> 幼稚園(給付対象施設)	<input type="checkbox"/> 幼稚園(給付対象施設)	問1-② (H29.4に移行する場合のみ回答)	(問2-⑤)	(問2-⑦)						
	<input type="checkbox"/> 幼稚園(私学助成)	<input type="checkbox"/> 幼稚園(私学助成)	問2-③ 問2-④	(問2-⑥)	(問2-⑧)						

※現在私学助成の幼稚園は、以下の定員状況等のご記入をお願いします。(平成28年5月1日現在)

- ◆園則上の収容定員()人
- ◆在籍園児数 満3歳以上の園児 ()人

※満3歳児を受け入れている園にお伺いします
 上記「在籍園児数」のうち、昨年度の満3歳児クラスから継続入園している3歳児(平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ)は何人ですか ()人

- ◆在籍園児の居住市町村を把握している場合にはご記入下さい。

横浜市	【 】人	(市・区・町	【 】人	
(市・区・町	【 】人	(市・区・町	【 】人
(市・区・町	【 】人	(市・区・町	【 】人

付票（案）

園名	
----	--

問1：平成29年度のご意向について伺います。

(1) 29年度（H29.4.1）に幼保連携型又は幼稚園型認定こども園へ移行するご意向の園に伺います。

①新制度への移行予定は、どの程度まで意思決定されていますか？

(下記の1～3より御記入ください)

1. 法人の理事会等で意思決定済みである。
2. 今後、法人の理事会等で意思決定する予定である。
3. 上記のいずれにも該当しない。

②利用定員は、教育標準時間認定子ども（1号定員）、保育認定子ども（2号・3号定員）それぞれ何人に設定するご意向ですか。

1号定員（満3歳から5歳の計）

人

(内訳) 3歳児定員 4歳児定員 5歳児定員

2号定員（3歳から5歳の計）

人

3号定員（0歳から2歳の計）

人

※ 施設型給付の対象園として確認を受ける際に、認可定員の範囲内で利用定員を設定することができます。

※ 御記入いただいた利用定員について、別途調整のご相談をさせていただきます場合があります。

→問2①に進んでください。

→問3にもお答えください。

(2) 29年度（H29.4.1）に給付対象の幼稚園へ移行するご意向の園に伺います。

①新制度への移行予定は、どの程度まで意思決定されていますか？

(下記の1～3より御記入ください)

1. 法人の理事会等で意思決定済みである。
2. 今後、法人の理事会等で意思決定する予定である。
3. 上記のいずれにも該当しない。

②幼稚園の利用定員は、何人に設定するご意向ですか。

1号定員（満3歳から5歳の計）

人

※ 施設型給付の対象園として確認を受ける際に、認可定員の範囲内で利用定員を設定することができます。
 なお、やむを得ず認可定員を超える利用定員を設定する場合は、認可定員の増加と実員の減少のいずれか又は両方による園児数の適正化に向けた計画の提出が必要です。計画を県が認めた場合は移行から最大5年間、認可定員を超える利用定員の設定が認められ、計画に基づく定員の適正化を行っていただきます。
 詳しくは、こども青少年局子育て支援課にお問い合わせください。また、恒常的に認可定員を下回っている場合は、過大な利用定員は実態に合わない低い公定価格単価が適用されることにつながりますので、利用状況に応じた適切な利用定員を考えていく必要があります。

※ 御記入いただいた利用定員について、別途調整のご相談をさせていただきます場合があります。

→問2①に進んでください。

→問3にもお答えください。

問2：平成30年度以降のご意向について伺います。

問2 子ども・子育て支援新制度への移行について、現時点での貴園における平成30年度以降の対応方針をお答えください。

① H28.4月時点で新制度の給付対象の園及びH29.4月に新制度へ移行予定の園に伺います。

平成30年度以降において、施設類型の変更（給付対象の幼稚園から認定こども園等）を予定していますか。

(下記の1～5より御記入ください)

1. 施設類型の変更を行う予定である。

具体的な変更時期 ア 平成30年度 イ 平成31年度 ウ 平成32年度以降

(右記のア～ウより御記入ください)

⇒下段②に進んでください。

2. 施設類型の変更を行う方向で検討中である。

具体的な変更時期 ア 平成30年度 イ 平成31年度 ウ 平成32年度以降

(右記のア～ウより御記入ください)

⇒下段②に進んでください。

3. 現時点では施設類型を変更する予定はないが、状況により変更もありうる。⇒問3へ進んでください。

4. 将来的にも施設類型を変更する見込みはない。⇒問3へ進んでください。

② 問2①で「1」または「2」と回答した園に伺います。

平成30年度以降において、どの施設類型に変更しますか？

(下記の1～3より御記入ください)

1. 幼保連携型認定こども園に変更する方向で検討中である。

2. 幼稚園型認定こども園に変更する方向で検討中である。

3. 幼保連携型認定こども園に変更するか、幼稚園型認定こども園に変更するか検討中である。

⇒問3に進んでください。

③ 平成29年度に新制度へ移行しないご意向の園（私学助成の幼稚園）に伺います。

平成30年度以降において新制度への移行を予定していますか。

(下記の1～5より御記入ください)

1. 移行する予定である。

具体的な変更時期 ア 平成30年度 イ 平成31年度 ウ 平成32年度以降

(右記のア～ウより御記入ください)

⇒次ページ④に進んでください。

2. 移行する方向で検討中である。

具体的な変更時期 ア 平成30年度 イ 平成31年度 ウ 平成32年度以降

(右記のア～ウより御記入ください)

⇒次ページ④に進んでください。

3. 現時点では移行予定はないが、状況により移行もありうる。⇒次々ページ⑧に進んでください。

4. 将来的にも移行する見込みはない。⇒次々ページ⑧に進んでください。

④ 問2③で「1」または「2」と回答した園に伺います。

平成30年度以降の新制度への移行予定は、どの程度まで意思決定されていますか？

(下記の1～3より御記入ください)

1. 法人の理事会等で意思決定済みである。
2. 今後、法人の理事会等で意思決定する予定である。
3. 上記のいずれにも該当しない。

⇒⑤へ進んでください。

⑤ 問2③で「1」または「2」と回答した園に伺います。

平成30年度以降において、どの施設類型に移行を予定していますか？

(下記の1～4より御記入ください)

1. 幼保連携型認定こども園に移行する予定である。
2. 幼稚園型認定こども園に移行する予定である。
3. 給付対象の幼稚園に移行する予定である。
4. 認定こども園（幼保連携型または幼稚園型）に移行するか給付対象の幼稚園に移行するか検討中である。

⇒⑥へ進んでください。

⑥ 問2③で「1」または「2」と回答した園に伺います。

上記⑤について、どの程度まで意思決定されていますか？

(下記の1～3より御記入ください)

1. 法人の理事会等で意思決定済みである。
2. 今後、法人の理事会等で意思決定する予定である。
3. 上記のいずれにも該当しない。

⇒⑦へ進んでください。

⑦ 問2③で「1」または「2」と回答した園に伺います。

平成30年度以降の利用定員は何人を想定していますか。

1. 下記の利用定員を想定している。(※ 2号定員、3号定員は認定こども園のみ設定が可能です。)
1号定員 () 人
2号定員 () 人
3号定員 () 人
2. 利用定員は現時点で未定である。

⇒問3へ進んでください。

⑧ 問2③で「3」～「5」と回答した園に伺います。

新制度への移行を検討するにあたって懸案と考えているのはどのような点でしょうか？
当てはまるものすべてに○を付けてください。

1. 新制度の仕組が十分に理解できない。
2. 横浜市との関係構築に不安がある。
3. 保護者の理解が得られるか不安である。
4. 入園児の選考が自由にできなくなるなど、応諾義務や2・3号認定子どもの利用調整の取扱いに不安がある。
5. 所得に応じた保育料になるなどの利用者負担の仕組に不安がある。
6. 施設の収入の面（公定価格の水準等）で不安である。
7. 新制度への移行に伴い、事務の変更や増大等に不安がある。
8. 個人立の幼稚園であり、新制度への移行にあたり法人化が必要である。
9. 定員設定に不安がある。
10. その他具体的に記述してください。（ _____ ）

⇒問3へ進んでください。

以下、問3及び問4については、新制度への移行等の予定の有無に関わらずご回答をお願いいたします。

問3：小規模保育事業の実施について伺います。

【全園対象】

- ① 幼稚園の認定こども園化とは別に、3号認定子ども(満3歳未満で保育が必要な子)を預かる、小規模保育事業や事業所内保育事業(所在地町村の認可が必要。原則法人格が必要です。)を実施する予定はありますか。

(下記の1～3より御記入ください)

1. 既に実施している。
2. 実施を希望する。事業の想定利用定員 (_____)人
3. 実施する方向で検討している。
4. 実施を希望しない。

⇒“市型の預かり保育”実施園のみ問4へ進んでください。それ以外の園は終了です。ありがとうございました。

問4：地域型保育事業との連携について伺います。

(“市型の預かり保育”実施園のみ
回答をお願いします。)

【“市型の預かり保育”実施園のみ】

- ① 地域型保育事業の連携施設となつて、地域型保育事業卒園児(3歳児)の優先的な受入や交流保育などを行う予定はありますか。

(下記の1～3より御記入ください)

1. 既に連携している。
2. 連携を希望する。又は検討しても良い。
3. 連携を希望しない。

⇒以上で終了です。ありがとうございました。

個別移行相談の実施について

認定こども園の認定等に必要な基準に合致するかの確認や、意向の判断にあたっての疑問点等を解消して頂くための個別相談会を実施します。

1 実施期間・場所

平成 28 年 5 月 26 日(木)～6 月 30 日(木) 9 時～17 時

(事前予約制・各園 1 回 1 時間程度)

横浜市こども青少年局

(中区尾上町 1－8 関内新井ビル 5 階) ※右地図参照



2 対象

(1)必ず実施する園

- ・平成 29 年 4 月に認定こども園（幼稚園型、幼保連携型）への移行を検討している園
- ・平成 29 年 4 月に施設型給付の幼稚園に移行を検討している園のうち、実員が認可定員を上回る園

(2)任意で実施する園

- ・上記以外で、29 年 4 月に移行を検討している園のうち個別に質問がある園

3 実施方法等

裏面の申込書で、日時の希望・具体的なお相談内容を 5 月 31 日（火）までに FAX にてお知らせください。申込順に市側の相談者を調整し、園に実施日時をご連絡します。予約が集中した場合、日時の希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

【具体的なご相談内容】

- ①認定こども園の認可・認定基準、移行に伴う施設整備等
- ②施設の利用定員
- ③給付・利用者負担額
- ④預かり保育

【持参していただく書類】

- ① 現時点の認可状況（定員、学級数、面積など）のわかるもの
- ② 図面
- ③ 国試算シートの試算結果（給付についてご相談の場合）

※現在の収入の内訳（私学助成、預かり保育、入園料、保育料など）も持参していただいた方がよりスムーズです。

- ④ 5/18 事業者説明会資料

4 申込先

こども青少年局子育て支援課幼児教育係 馬淵・高橋 (TEL : 671-2084 FAX : 663-1925)

子ども・子育て支援新制度移行に向けた個別相談会 申込書

園名 : _____

ご担当者 : _____

連絡先 : _____

●希望の日時

第四希望まで日にちを指定し、いずれかの時間帯に○をつけてください

第一希望	月 日 ()	午前	午後	何時でも良い
第二希望	月 日 ()	午前	午後	何時でも良い
第三希望	月 日 ()	午前	午後	何時でも良い
第四希望	月 日 ()	午前	午後	何時でも良い

※送付日から1週間後以降の日付を記入してください

●希望の相談内容

希望項目に○をつけてください (複数可)

<input type="checkbox"/>	認定こども園の認可・認定基準、移行に伴う施設整備等
<input type="checkbox"/>	施設の利用定員
<input type="checkbox"/>	給付・利用者負担額
<input type="checkbox"/>	預かり保育
<input type="checkbox"/>	その他 (具体的にお書きください)

●事前調査

該当項目に○をつけてください (複数可)

<input type="checkbox"/>	平成29年4月に認定こども園への移行を検討している
<input type="checkbox"/>	平成29年4月に施設型給付の幼稚園への移行を検討している
<input type="checkbox"/>	現時点での実員が、認可定員を超えている

子ども・子育て支援新制度への移行に伴う年間スケジュール(平成28年度)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
①事業者説明会		★18日開催					★移行期を対象に、撤回開催(予定)				★開催(予定)		★開催(予定)
②移行相談、意向調査		意向調査 移行相談の実施	事業計画の中間見直しに係る「種族方策」への反映 意向調査の結果のとりまとめ		★審議会 審議会準備 審議会開催	移行期について、各区へ情報提供 移行期の公表							
③確認申請 認可申請 (幼保連携型のみ)		幼保連携型認可申請 認可申請 幼保型認可申請 認可申請 給付幼保型	事業募集 事前協議 移行相談(定員等協議)		★審議会	★審議会 審議会準備 審議会開催	整備・開所準備等				認可・認定・確認申請		
④認定申請(1号認定)							子ども子育て支援新制度専用ダイヤル(コールセンター)	利用案内配布 入園受付開始	支給認定申請		契約		利用料通知
⑤認定申請・利用調整 (2・3号認定)							子ども子育て支援新制度専用ダイヤル(コールセンター)	利用案内配布 利用申請		利用調整	契約		利用料通知
⑥連携施設への進級			7月までの連携施設(卒園児の受け入れ先)算書締結				進級希望の意向調査・とりまとめ 利用申請(2号) 進級児童決定(2号)	利用申請(2号) 進級児童決定(2号)					
⑦給付事務 (公定価格、独自形成の申請手続き)							利用申請(1号) 進級児童決定(1号)	利用申請(1号) 進級児童決定(1号)					★届出書(3種)、雇用状況表提出(毎月) ★実績入力(毎日) ★審査・支払(翌月・3サイクル)
⑧預かり保育事業 (構内型・就労要件なし) ・一時預かり(就労要件なし)							新規認定(年3回程度)						★10日(市型)補助金交付申請書提出 ★毎月5日(市型)月次状況報告書類提出(5月5日より、前月分を毎月)
⑨各園での動き		給付費等の試算・特定負担額の検討 在園児への説明、入園予定者への説明					★15日:募集要項配布開始 ★1日:願書受付(入園手続き)開始	園則・運営規定作成 入園手続きなど ※契約手続きを見越して日程設定することを勧めます					